

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
放射性廃棄物ワーキンググループ（旧放射性廃棄物小委員会）

第 7 回 会 合

日時 平成25年12月19日（木）12：59～15：24

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

委員の皆様おそろいですので、第7回放射性廃棄物ワーキングを開始したいと思います。よろしく願いいたします。

本日もご多忙のところ、委員の皆様方にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局より幾つか確認をさせていただきます。

まず、資料の確認でございます。本日は、議事次第、委員名簿、それから資料1－1として11月28日総合資源エネルギー調査会第11回基本政策委員会にて増田委員長からご報告をされた資料。そして資料1－2として、この分科会における放射性廃棄物に関する主な質問等をまとめた資料。そして、この資料1を作成する段階で各委員の皆様からご意見を2度にわたって頂戴しております、それと事務局にてそれに対する回答、これをあわせてセットでつけさせていただいております。また、17日に開催されました最終処分関係閣僚会議における資料をお配りしております。

また、資料2として、NUMOから「これまでの取り組みの問題点と活動強化の方向性」と題した資料、資料3として、事務局から、論点C処分推進体制に関する資料、また資料4として、11月8日に開催されました第5回ワーキングの議事録をお配りしています。

なお、11月20日に開催されました第6回ワーキングの議事録については、まだ委員全員のご確認をいただけておりません。従いまして、恐縮でございますが後日確認がとれ次第、皆様方にご送付をさせていただいて速やかにホームページに掲載したいと思います。

さらに参考資料として、11月27日に開催されました第2回地層処分技術ワーキングの議事概要、また参考資料2として、ホームページ上で受け付けております特定放射性廃棄物最終処分の取り組み見直しに向けた国民の皆様からのご意見、今回1名の方から意見が出てきております、これをお配りしております。

なお、今回は寿楽委員、伴委員、そして崎田委員から意見書をご提示いただいておりますので、最後に資料としてお付けをしております。ご確認いただければと思います。

なお、卓上にご用意させていただいている参考資料集の扱いについては、これまでどおりしたいと思います。とりわけ、今日は事業実施体制論ということもありますので、「原子力委員会のあり方見直しについて」という資料も追加しております。

資料に過不足等ございませんでしょうか。

なお、本日の委員の出欠状況ですが、崎田委員、そして山崎委員がご都合によりご欠席となっております。

それでは、以後の議事進行につきましては、増田委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○増田委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めていきたいと思います。

本日の会議は13時から15時までを予定しております。

まず、本日の議題の1番目、総合資源エネルギー調査会の第11回の基本政策分科会が11月28日に開催されました。その場において、このワーキングにおけるこれまでの検討状況を私のほうから報告をしておりますので、その結果等についてご報告をいたしたいと思います。

それから、あわせて先日開催された最終処分関係閣僚会議の開催経緯について、事務局からご説明をいたしたいと思います。

その後、本日の主題であります処分推進体制、これはNUMOからの資料がございますので、それを議論していきたいと思っております。大体アウトラインはこういうものであります。

まず、議題の1番目であります。こちらは私のほうから説明をいたしますが、資料1－1、それからあわせて資料1－2、それから参考としてつけているものがあると思いますので、そちらをご覧くださいと思います。

基本政策分科会には、資料1－1、私の名前になっておりますが、これに基づきまして報告をいたしました。内容については事前にご確認をさせていただいたものでありますが、1枚目が高レベル放射性廃棄物問題の解決に向けた取り組みのあり方ということで、①から⑤まで、こちらで議論してきたもののおおよその方向感をそこに書いてあります。

それから次のページ、右側になりますがそこが立地選定プロセスの改善策ということで⑥から⑨ということになっています。

後ろに、横書きで参考資料がついておりますが、これは今まで本ワーキングに出された資料の内からピックアップしておりますが、この参考資料の説明は極めて簡単にやりましたが、この①から⑨までをこれまでのワーキングでの検討状況ということでお話をしておきました。

そして、分科会では資料1－2で主な意見と書いてありますが、黒丸で4点主な意見として出

てきております。1番目が、使用済燃料について、危険性を最小化するオンサイトでの中間貯蔵が必要だといったような、これはしかも乾式貯蔵になると思います、そういった意見がありました。それから、安全確保に向けて、独立性のある規制機関の関与が必要であると。それから、適地の絞り込みに当たって、その基準は透明性のあるプロセスの下で議論する必要がある。それから、原子力の廃棄物の発生量は他の電源のそれと比べて少ないというスケール感を認識する必要があると、こういった主に4つの点がありました。

私のほうから適宜、それについて回答なり、それに資するような意見を申し上げておきました。その内容は下に書いてあるとおりでございます。

これが分科会での主なやりとりであります、その下に検討状況についてという今回の紙をまとめるに至った各委員から出された意見と、それに対する事務局の回答がつけてあるかと思えます。一度御意見募って、そこでまとめたものをもう一度繰り返して二次意見という形で御意見をいただいています。それは経緯でございますのでご参照いただければと思います。

この関係については以上でございますけれども、あわせて17日に開催された最終処分関係閣僚会議の開催の経緯について、伊藤室長からお願いします。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

報道等で皆様もうご承知かと思えますけれども、私のほうで、口頭でまず経緯についてご報告をいたします。

まず、この6日の基本政策分科会におけるエネルギー基本計画の意見のとりまとめ原案が出されたことを受けて、12月10日の閣僚懇談会で経済産業大臣から検討状況についてご説明をいたしました。その中で、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、将来世代に負担を先送りせず国が前面に立って取り組むことが必要である、こうした中、これまでの取り組みを見直して政府一体として新たな取り組み方針の検討を行うべく関係閣僚の皆様のご協力をいただきたい旨のご説明をしております。

これを踏まえまして、同日ですけれども、総理より指示がなされました。指示の内容は、高レベル放射性廃棄物については、その問題の解決に向けて国が前面に立って取り組むべく、関係閣僚会議を別途設置して新たな取り組み方針の検討をお願いしますと、こういった安倍総理のご指示がございました。

こういった流れを受けまして、その週の金曜日、13日になりますけれども、閣議口頭了解という形で、最終処分関係閣僚会議の設置が決められました。

その会議の構成員というのも決められまして、総務大臣、文部科学大臣、そして経済産業大臣、また内閣府の特命担当大臣、これは科学技術の担当ということですから、及び内閣官房長官

とすると、また、必要に応じてその他関係者の出席を求めることができるという形で、その会議の主宰を内閣官房長官が行うと。こういったことが口頭で了解されております。

それを踏まえまして、今週の火曜ですけれども17日に第1回の最終処分関係閣僚会議が開催された、そういった経緯になっております。

資料1の参考資料3は当日その会議で茂木経済産業大臣より関係閣僚の皆様へ説明をさせていただいた際の資料になります。恐らく各委員のほうからご質問があらうかと思しますので、それに触れる形で内容を紹介したいと思います。

まずは以上でございます。

○増田委員長

資料1の関係、議事の1番目は以上であります。

それでは、ただいまの部分について特にご発言のある方、いつものとおりでありますけれどもネームプレートを立てて、どうぞご発言をお願いしたいと思います。こちらのほうから順次指名をいたしますので、よろしくお願いします。

それでは、最初に寿楽委員、よろしくお願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。私からは今、委員長並びに室長からご説明のあった一連の経緯について、今日意見書を提出しております、それをご覧いただきたいと思います。伴委員からもかなり重なる指摘の意見書が出されているのを先ほど拝見したところですが、委員長がご報告になったものは、「検討状況について」というふうにこの文書の題名にございますように、これまでどのような議論があったかということをご報告いただいたものだとして理解しております。また、このとりまとめの経緯で今日資料につけていただいておりますが、文書のやりとりの中でも事務局からその旨のご回答を得ているものと思います。

言いかえますと、何か合意ですとか、結論ですとか、正式にとりまとめたものでは必ずしもなくて、今こういう議論をしていますということを、委員長から基本政策分科会にご報告くださったというものだったと理解しているわけです。

ところが、報道等では、これが中間報告であるとか中間とりまとめであると、もうこのような内容で、ある意味結論になっているのだという言われ方が相次いでおりまして、また、委員長が先日このシンポジウムにご登壇になってご説明くださいましたけれども、それについてもその場でもほかの登壇者からはそのような受けとめの発言があったと私は記憶しておりますし、翌日の新聞の報道でもそのような認識が示されているところです。また、「作業部会が科学的に見た適地を示す」というような、この場でそのような議論がなされていないこともそうした報道の中で

は触れられているというふうに承っております。

今、最後にご説明があったように、政府では閣僚レベルでこの高レベル廃棄物処分のことについて議論あるいは決定が進められているという状況の中で、何かもうこのワーキンググループでどんどん方針を決めていってしまっているというふうに受け取られています。そういうことにならないかということは私も文書を出して懸念を表明していたところなのですが、こういう状況を非常に心配しております。

ここで議論することが、何かそれだけで政府の方針にそのままなってしまうということであると、毎回資料に入れていただいている、この「国民からのご意見」という中でもそういったことに対する不安の声というのも寄せられておりまして、きちんと審議していないのではないかと、何かどんどん決めていってしまっているのではないかと、と社会から疑念を持たれることは非常に心配です。委員長からは、第1回のこの会合でも、拙速を排してきちんと審議したいというご発言もあったところですので、そのことを改めてご確認いただきたいということです。

それから、ここで確かに基本政策分科会ですとか、ましてや閣僚会議というのは、その仕組みのたてつけからすると、より上位の権限がある組織ではあるわけですが、このワーキンググループでまだ話がまとまっていないことを、そのまま飲み込むような形で、より権限のある組織が決めていくというのは、私にはあまりいいことには思えないのですが、そのことについて委員長や事務局のほうでどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

また、こういう誤った報道等がありましたら、委員長や事務局において、積極的にご訂正いただくほうが適切ではないかなと思います。

それから、閣僚会議での経産大臣からのご説明については、この資料を拝見したところ、我々が議論していることと重なっている部分がもちろん量で言えば大半なのですが、科学的な適地の絞り込みをした上で、理解活動をして、国が前面に立って重点的な理解活動を行って、複数地域に対して申し入れを実施するというのは、これは私はちょっと初めて見る言葉で、どうしてそこへジャンプしたのかなということをお伺いしたいと思います。むしろ我々の議論の中では、また委員長がおつくりくださった文書でも、当該地域の住民の皆様の参加を経た意思決定が行われて、その地域が主体的に判断するべきだということを強調していたはずで、そのあたりがどうなっているのかということをお伺いしたい。

また、このように、いろいろなことが高いレベルで決まった後、このワーキンググループに大臣からご諮問くださる内容は、変わっているのか、いないのか、どちらなのでしょう。我々は何を議論すべきなのかというのを改めて教えていただきたいと思います。

それから、私が出した文書の3というところで書いてあることについては、今、直前話したこ

とと関わるのですが、これから何をどういうふうに議論していくかということを確認して、委員の中で共有して進めていくほうがよいのではないかという趣旨ですので、今発言するのが適当か、ちょっとわかりませんが、そういうことを申し述べさせていただきました。

お伺いしたことについて、ご説明くだされば幸いです。ありがとうございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして西川委員、お願いします。

○西川委員

ちょっと確かめたいことがあるんですが、委員長のほうから放射性廃棄物ワーキンググループのご報告をしていただいた際に、高レベル廃棄物の解決に際して以下の取り組みを並行的に進めることが必要ということをおっしゃっていただいております。それで、使用済燃料の中間貯蔵や処分場の閉鎖までの間の、というようなことで中間貯蔵のことを書いていただいておりますけれども、これは最終処分閣僚会議でも並行的に話題になるテーマなのかどうかというのが一つです。

もう一つは、資料1－2にございます各委員からの主なご意見の中で、使用済燃料について危険性を最小化するオンサイトでの中間貯蔵、乾式貯蔵が必要であることと書いてありますが、この中間貯蔵というのは何の中間貯蔵なのかをちょっと確認したいんです。

○増田委員長

ありがとうございます。これはまた後ほどお答え申し上げたいと思います。

それでは、伴委員、お願いします。

○伴委員

私も意見書をまとめてきました。寿楽委員と重なるところ多いんですが、まず、この資源エネルギー庁廃棄物対策室とか、あるいは増田委員長とか、あるいは朽山委員長とか、それぞれワーキンググループあるいは技術ワーキンググループの委員長をされているわけですが、この間の報道を見ると、個人的な意見だとは思いますが、でも委員長の要職にある人なわけですから、あまり先走って言っていただくと、議論がそういう方向でされているという誤解を与えるので、そこは慎重にやっていただきたいというお願いがあります。

具体的なところで言うと、例えば、これはどこからどういうふうな形で出てきたのかわかりませんが、その技術ワーキングで今始まったばかりにもかかわらず、地図上で100カ所以上示す方向で検討中との報道。「検討中」というからにはそれなりの根拠のある話ではないかと思うんですが、こういうのがもうあらかじめ出されるとかですね。あるいは、最終処分場を国が選定をすると、これは後に国が申し入れを実施するという話になっているので、これについ

て、このワーキンググループでは申し入れということは一度もそういう意味では議論されてこなかったし、本ワーキングが議論している間、申し入れというようなアクションをするのは慎んでもらいたいというようなことが初期のころの委員会で意見が出て、おおむねそういう方向だと思わうんですけども、だけれども、もうここではそういうふうに書かれてしまっていて、これを読んでいくとこのワーキングはもう要らないんじゃないかというふうに読めてしまいます。

そういうことについて、どうしてこういうことになったのかというのを聞きたいけれども、それと同時にこういう先走ったような行動というのは、やめてもらいたいと言いたいわけです。

委員長については、これは多分個人的な意見としてなんでしょうけれども、立地地域は最終処分の選定から外すとか、そういうことが報道されていますよね。また、朽山委員長のほうについても火山周辺15キロを避ければ大抵のところはできると、その上で今より安全な場所を選んできると、微妙な言い方なんだけれども、そもそも技術ワーキンググループが始まったのは地層処分の今までの考え方が科学的に妥当なものであるかどうかということを見直す、全部リセットして、本当にこれでいいのかというようなことをきちんと見直していきたいというような姿勢で始まったと思います。にもかかわらず、この今の公募条件、15キロを避ければ大抵のところはできる、あとはその人工バリアのほうでやれるんだというふうな前の考え方のまま、さらにその上によりよいところというのは、ちょっと姿勢が違っているんじゃないかというふうに思って、これは別にそういうふうにはっきりとおっしゃったのかどうかはわかりませんが、そういうふうな誤解を受けるようなこと、発言等々は、やっぱり要職にある人は慎むべきではないかというふうに思いまして、ちょっと書かせていただきました。

それで、最後は今日発表された関係閣僚会議のところで、2つのことについて聞きたいんです。1つはその申し入れを実施するという経緯。それから、基本方針の改定を行うということもここに、来春をめどにと書いてあって、これだともう委員会は来春には一通りのことは終わっているという書き方になっているんだけど、まだまだ議論されていないことが多いと思います。その意味で、ちょっと先走りではないか、経緯を知りたいということです。

○増田委員長

ありがとうございました。それでは次に小林委員、お願いします。

○小林委員

大体お二方の意見と重なりますので、その部分は省略しつつですね。この資料の1の参考の3、関係閣僚会議のところの資料の4ページのところで、課題2の(2)のところですが、これは今もお話にあったように、あまりこういう議論はしていないなという印象は当然私も共有いたします。その上で、これが政治判断としてこういうことをやるんだとお決めになるのは政治家の仕事です

から結構でございますが、このワーキングの出発地点でのミッションと、これは少し齟齬を来しているような感じがいたしますので、このワーキングのミッションと、それからこの（２）の黄色で書かれた部分、これとの関係をご説明いただきたい。つまり、これからワーキングはこの（２）の方針に基づいた議論をしていくという位置づけになるのか。

例えばこの中でも、重点的な理解活動を行った上で申し入れを実施すると、あわせて合意形成の仕組みや支援策等について、今後検討の上、適切な措置を講じる、と書いてありますが、この検討はどこでやるのか。例えばこのワーキングでそれをやりましょうという議論になるのか、そうだとすると、ああそうですかというのでワーキングつくり直していただくということもあり得るわけですね。

それから、もう一つは、やはりこの書きぶりで、以前から私は気にして問題を提起してきたんですが、この「国」というのは何のことでしょうか。「政府」と書かずに必ずここで「国」と書く。これは国会を含んでいるのかとか、それから今日おいでいただいているNUMOさんなども含んだものが「国」なのか。これが前面に立つと言いながら、誰がどう全面に立つかというのが極めて曖昧な書きぶりになっている。これ、あえてそうされているとしか思えないんですが、やはりもうちょっときちっと整理していただいたほうがいいと思います。

それから、この理解活動を行うという、極めて古典的というか古くさいコミュニケーションモデルをいつまで続けるのかというふうに思います。せっかく前回ですか、スウェーデンから来ていただいているいろいろと知見を披露していただいたわけですが、あれは我々はあそこから学ぼうという姿勢でお招きして議論したはずですが、これ、どこにそういうふうなものの学習の効果というか成果が含まれているのかわからないんですね。出発点を見て我々が一番大切に考えてきたのは、明らかに政府と行政、専門家の信頼が掘り崩されていると、だからそこを回復するためにはどうすべきかという問題点はあったと思うんですが、この間どんどんと会議の日になると新聞に観測気球が出るという、非常に古典的なやり方が続いておりまして、そのやり方がその信頼を崩しているんじゃないかというふうに私は何回か申し上げているんですが、その愚直さがないんですね。このタイプの問題のときには、そのスウェーデンの方も言っていたように極めて愚直にやらざるを得ない時間のかかる作業だというのが大体共通理解だったと思うんですが、結局昔のスタイルでもう一回やりましょうという感じなんですね。これ、本気でやるとすれば、結構イバラの道になる可能性があるんですが、そういう点も含めて、このワーキングと、それからこの政府の方針とのミッションの整合性というのをどうとっていくのかというのが、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○増田委員長

ありがとうございました。それでは新野委員、お願いいたします。

○新野委員

ありがとうございます。小林委員とほとんど同じ意見になってしまいましたけれど、私も11月20日のスウェーデンのSKBの方のプレゼンは非常に重要だったと思います。日本に今欠けていることをたくさんご指摘いただいたと思っていました。放射性廃棄物の処分は、日本と違うなと一番思ったのが放射性廃棄物の文科省なんかから出てくる放射性廃棄物なんかも全て、国の放射性廃棄物として一貫して取り組んでいるという、とても私の目から見ると合理的な、そして経済的な方法をとられているな、さすがに見習うべき組織だなというふうに感じていました。

力説されていた中には、権限、責任ですよ、それを明確にすべきであるということと、継続して顔を合わせ地元を重要視しなければならないということを強くおっしゃっていたと思います。

最後に小林委員のご質問の回答として、できないことは言わない、うそは言わないということをはっきり申し上げていたと思います。プロセスが重要であるということも、透明性を確保することが重要であることもおっしゃっていたと思うんですが、そのプロセスを重視するということは非常にこの結論だけを伝える今までの日本のやり方では不足があるということ、福島以後、国民も非常に理解してそういう視点を持っていますので、コミュニケーションの重要性を再認識しているんだと思うんです。

この間の、この1カ月ぐらいの動きを見ていますと、その国が前面に出るということの、もう少し具体的にどういうことかも別段でお聞きしたいんですけども、この単語の意味が少しこの透明性と同じで、それぞれの立ち位置で幅広く解釈できてしまうために、何かみんな違うことを考えているんじゃないかというような懸念があるので、これを具体的にご説明いただくことは別枠でご質問したかったんですが。その、前面に出るというところの捉え方が少し違って、国民は決して建物や目に見える形だけを要求しているのではなくて、今までされてこなかった合意形成とかプロセスをきちんと共有するんだというところに、このワーキングが設置された目的の大きなウエートがあったんじゃないかというふうにして働いてきていますので。

そうすると、短期決戦というのは今回の結論にはあり得ないんだろうというふうに思っています。示すべきは、長期ビジョンをきちんと掲げられて、そのパーツの中で高レベル放射性廃棄物をしっかり位置づけられて、そして具体的にこの先どう進むんだというのが短期決戦であって、箱物とか形とかそういう、どこに処分するかという実名が出てくるようなところはまだ中期、長期でいいんだろうと思うんですね。30年も50年も費やしてきた活動の中で何ら変化ができなかったというその振り返りをすれば、コミュニケーション不足のための信頼の失墜ということが大きいわけですので、それをここで強く、このワーキングが言えることは多分そこなんだろうと思いま

す。

私、たまたま、昨日、エネルギー基本計画の骨子案を手にしたんですが、その中で書かれていた中に、東京電力の福島第一原子力発電所及びその前後から顕著化してきた課題という中の第一項目に、原発の安全性に関する懸念及び行政、事業者に対する信頼の低下という項目がありました。だけど、これはこれだけじゃなくて、政府や専門家に対する信頼も同時に失墜してきたはずなんです。そういう方たちが当事者としてその信頼を国民から失っている形で、何をこの一歩進めるかという認識に立ってられないんじゃないかというふうな感じが非常にしました。

最後の最後になって、(9) というところに国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理解の進化という項目があるんですが、私は今の時点ではこれは一番最後に書くのではなく、一番最初に書かれるべきことだろうと思うんです。この、最後に入れるのか、最初に入れるのかの認識の違いが、この今の1カ月の動きの中に国民との心のすれ違いのような形にまで映るほどに顕著に出ているのかなと、非常に強く感じました。

そのことを、何とかして原子力にこれまで関わってきた方々の、方向性は間違っていなかったんだろうと思うんですが、そのプロセスのところでは少し足りなかったところをいかに補って国民と一緒に先を目指すかというところ、原子力を使う、使わないということではなく、それをきちんと取り込んで国策をしっかり根の生えたものにするためには、その認識の共有というのが非常に今重要なんだろうと思うので、示すべきはそこがこのワーキングができる最大の仕事かなというふうに感じています。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

この部分で、ほかにご発言される方おられますか。大体よろしいですか。

それでは、今5人の方からご発言がございました。私がお答えしなければいけない部分もありますし、それから閣僚会議の関係は政府のほうでこの点についてはお答えをしていただきたいと思います。

それから、あと、西川委員のほうからご質問というか解釈ということであったんですが、資料1-2で言っている分科会の委員からの質問でオンサイトでの中間貯蔵が必要でというのは、これは燃料プールにあるものについてどういうふうに置いておくかと、その関係で出てきているものだと思います。それをあそこに置いておく危険なので乾式貯蔵でどこかに置いておくと、こういう話だと思います。

それから、寿楽委員と伴委員のほうから、一つはこの分科会に出した私の報告の性格であり

ますけれども、これは検討状況、これまでのここでの検討状況について、その時点で皆さん方にお諮りをして方向性をとりまとめて、そしてその状況を報告したということで、文書についても先ほどご指摘いただいたように検討状況の報告と、こういうことになっております。

それで、あともう一つ、お二方のほうから朝日新聞のシンポジウムについてお話しがありました。シンポジウムでは、私の方から、この分科会で報告したこの資料がもう既に公表資料でしたので、この資料を使って、それに基づいて発言をしております。これについては、この検討状況がこの段階での皆さん方の方向感ということだと思いますが、年明けになりますけれども、これからさらに検討を進め、ある一定のとりまとめということになると思います。その段階ではいろいろまたもんでいくという性格になると思います。

それから、翌日ですかね、この新聞記事で伴委員のほうから立地について、私のほうで13道県以外の立地を検討する考えを示したと、記事に確かにそういう格好になっています。ただ、立地について私自身が個人としてそちらでなければいけないという考え方を持っていないで、これについては公平性の観点からどう考えるかという観点での当日のシンポジウムでの質問に対して、公平性の観点から答えていますので、場所としての立地については、具体的に特に考えを持っているわけでもありませんし、そのことについては私のほうでは触れておりません。そういう考え方であの場ではしゃべっております。ただ、報道として、伴委員がここで書かれたような書き方になっていると、これは事実です。

それで、ご指摘の委員長の要職にあるわけだから発言は慎重にということについては、確かに私は、念のため、これは個人の意見ですと言ってお話をしているんですが、引用されるときに今の肩書で引用されることが多いので、そこはきちんと使い分けをしなければいけないというふうに思います。あまりその踏み込んだものを委員長の立場で言っちゃいかんというのは、これは確かにそのとおりだと思います。特にそれでこの場の議論をリードしていくというのは、これは皆さん方も多分そのときは注意されると思いますが、そういうことはないようにしたいと思います。

ただ、いろんな場で、全く個人の意見を言っては駄目なのか、そこまで言われると多少制約がきつすぎて、そこは委員長としては、まあ今まで中間的な検討状況ですから、委員会としてはこうですということを言うものはまだないと考えたほうがいいかもしれませんが、そこは個人の立場ですときちんと言った上で、意見を言わなければいけない場面もあると思いますので、そこはご了解いただければというふうに思います。

総じて、報道との関係ではどうしても、私も毎回こういう場が終わってから多少ぶら下がり等もあって気をつけて言っていますが、事が事柄だけに、どうもかなり報道の皆さん方のご関心が

高い問題ですので、どうしてもこうなつたと、このワーキングとしてある程度の方向感を出したという程度のことも、それが翌日見ると経産省はという主語で書いてあったりという問題があるんですが、こちらは非常に長くきちんと取り組んでいかないといけない問題だというのは、これはここの委員の皆さん方だけでなく国民も含めて共通認識だと思います。確かに報道は報道として出ていますけれども、ワーキングはワーキングとして、今日も体制論やりますし、年明けも確実に審議はきちんと進めていけばいいのではないかと思います。いずれにしても、オープンでやっていますので、やはりおかしなとことがあれば国民の皆さん方は見ていると、その緊張感是非常に大事だと思うんですね。常にオープンの中でいろいろ議論を積み重ねていけばいいのではないかというふうに思います。

○朽山委員

今、増田委員長がお話しなさったのとほとんど同じような話で、私も伴さんのところに書かれているんですけども、このときもやはり地層処分技術ワーキングの委員長としてではなく、個人としてのお話をさせていただきますということだったんですが、こういうことになってしまったと。それから、その講演の内容はユーチューブなんかでありますので見ていただけたと思うんですが、ここで話した内容というのはほとんどこの廃棄物ワーキングでご紹介したお話を、そのままほとんど伝えたということでございます。

技術ワーキングのほうでは、地層処分の今までの考え方が科学的に妥当なものであるかどうかというのをちゃんと見るんだと、あくまでもその科学的な立場で見るんですから、今までの要請なり法律なりの決定なんかに依存しない格好で、それはリセットして、きちんと科学の立場でものを見ますよという話をしたんですが、その「全部リセットして」という言い方をしたものですから、過去の決定とか何とかを否定してとか、そういうふうに受け取られてちょっと報道なんかでその誤解を受けてしまったという意味では、不用意に発言してしまったということはあるかとは思います。

技術ワーキングというのは、あくまでも科学的な立場で、白紙の状態から見るとですよということをここで話したので、技術ワーキングの中では先生方にはそういうふうに理解していただけたものと思っております。

それから、見直しとかリセットという姿勢を受け取れない、これはその伝聞をもとに言われるとちょっと困るんですが、私たちは技術ワーキングの中では、あくまでもその今までの知識を利用して放射性廃棄物の処分をやろうとしているときに、それが本当に正しいものであるかどうかというのを、きちんとそういう分野の科学的な専門家に判断していただくという立場でこの議論をしておりますので、その中での技術ワーキングの議論というのは、ぜひきちんと見ていただ

ければと思います。

それと、その地層処分というものが基本的にこういう考え方でなされているんだという説明との間の話ですので、そこは少し誤解を受けないようにしていただければというふうに思いました。

それから、あと気をつけるべきことというのは、増田委員長が今おっしゃられたのと全く同じで、やはりいろんなことを我々はそのまま発言してしまうんですが、メディアとか何とかはある期待とか何とかで受けとめてしまって、そういうことにとられてしまうということがありますので、そういう面では気をつけたいと思います。

○増田委員長

ありがとうございました。いずれにしても、個人としてはいろいろ発言していただいて結構ですし、それから、このワーキングとしての先生の議論もきちんとした公平な運営をオープンのもとでやるということがきちんと行われていて、しかも全く方向感が違うことであればいけないんですが、その方向感というのがいろいろそれぞれで出ていると思いますので、それを踏まえた議論をしていけばいいのではないかなというふうに思いますので、またひとつ、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、伊藤室長のほうからお願いします。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

関係閣僚会議とこのワーキングの関係という観点から、皆さんから幾つか、このミッションとの整合性も踏まえてご質問いただいています。

大臣も記者会見で述べていることでもありますが、関係閣僚会議ではこの方向性についての議論を行ったということで、このワーキングでまさにその内容については今現在審議をいただいているところなので、それらをしっかりと踏まえて今後この関係閣僚会議でも、軌を一にしてということだと思いますけれども、しっかりと検討を深めていきたいということを言われています。

ですから、決してこのワーキングの審議がこの関係閣僚会議が進むことをもって横に置かれるとか置き去りにされるということではありません。そこは軌を一にしていくということだと思います。

では実際に関係閣僚会議でこういった説明を行ったのかといった点についてお答えします。本日お配りさせていただいています資料、これはまだホームページにアップされていない資料ですけれども、実際に閣僚会議で使われた資料ということで、誤解を解くということも含めて、当日大臣が使った言葉を中心にご説明したいと思います。

大臣はこの資料を説明する前に、4点について所信をお話されています。1つ目は、次世代に先送りできない国家的な課題であるということ。2つ目は、現世代の責任としてこの問題を解決

しなければいけないと。3つ目は、既に高レベル廃棄物は存在していると、したがってこれを前進させることこそ責任のある政治だと。4つ目は関係行政機関の緊密な連携が必要、政府一丸となった取り組みが不可欠と、皆様のお力添えをいただきたい、最初にこういう4つを言われています。これはこの場でもそういったご議論が中心だったと思います。

それから、実際の資料の説明にあたっては、1ページから4ページについては、主にここに書いてある言葉を使いながら要点をご説明をされています。なお、5ページ目については、あくまでイメージとして、今この方向感について関係閣僚の皆様にお諮りしたものをお付けしているといった説明にとどめておりますけれども、その趣旨は、確かに申し入れるとか、ワーキンググループで決まっていないことというのも十分に頭に入っておられる中で、まずは1ページ目から4ページ目までの方向感について、この関係閣僚会議で政治の判断として、その位置づけをしっかりとさせておくということと、その場合に今後具体的にどういったイメージが湧いてくるのかというお話をされたということです。

その上で、特に寿楽委員からも幾つか質問をいただいている点になりますが、上位の審議体が先行してとりまとめを盛り込もうとするということについては、先ほど委員長からもありましたけれども、エネルギー基本計画を検討していくに当たっての分科会、このワーキンググループの上位は原子力小委員会になるので、実際は上位ではないんですけれども、その要請に応じて状況を報告したという性質であって、その上位の審議体は我々のワーキングの分野以外にも幅広い政策要素を判断されていく専門的知見を纏めるという観点から、当然上位の審議体としての判断は通常なされます。したがって、ここは何ら齟齬がないというふうに考えています。

なお、申し上げておくと、このエネルギー基本計画のとりまとめという言葉も使われていますけれども、まだとりまとまっているわけではなくて、これからパブコメその他の手続を順序立ててやっていくという状況であるということは補足しておきたいと思います。

それと、伴委員、小林委員、新野委員からもご質問があったところなので重ねてお答えをしておきたいと思うんですけれども、このワーキングの位置づけであります。第1回の資料の中で我々こういった資料でご説明をさせていただいています。処分制度、創設以降10年をたつてなお現在その文献調査にも着手できていないと。ただ、他方で既に相当量の廃棄物が発生しているので、その事業に対して国民の理解をしっかりと得つつ、立地選定プロセスを進展させることが必要と。その中で、特に学術会議や原子力委員会の提言等もありましたけれども、論点AからDについて大まかにその方向感として行政がどういった政策立案を今後していけばいいのかといったところについて、専門的なご意見を建設的に賜る場であると、そういった形で経済産業大臣の諮問機関としてこのワーキングを設置している。このミッションに変わりはありません。

ですから、閣僚会議で進めている大きな方向感、このワーキングの議論の進捗を踏まえながら流れをつくっていただいている部分であって、その流れはここのワーキングの議論を土台にしていて、その土台の中身というのは今後も引き続き、ご審議頂くことに何ら変わりありません。本日も事業実施主体についてのご審議を頂きますが、また、あるいは全体像を早く示せということも皆さんから言われていますし、そこはしっかりと具体化をこの場で引き続きやっていくということに変わりはありません。

そんな中で、多少細かくなりますが重要なところですのでなお補足しておくと、この関係閣僚会議で使用した資料の4ページ目の部分について、言葉について幾つかご質問がありました。

それで、ここの「国」というのは、これは前々から小林委員からもご質問いただいています。私どもは最初、統治機構、あるいは概念的に整理して、というふうなお話をしていました。より正確に申し上げるならば、政府だけではなくて関係機関、それから国会議員の方々もご関心を持って活動されております。そういった関係者も含めて、「国」という言葉を使っています。ほかに、よりこれらをあらわす適切な語があれば、ぜひご指導いただきたいと思うんですが、そういった意味合いを込めて「国」という言葉です。

「前面に立って」というのは、ここはイメージとしては立地選定プロセスというイメージというのをどうしてもこうイメージしやすいわけですし、実際、公募方式ではなくて国がもっと前面に立ってという言い方を我々もしていますので、そういう意味で言うと立地選定プロセスを中心に使っている言葉に捉えられがちです。しかし、新野委員からご指摘あったように、我々の思いとしては今までされてこなかった合意形成プロセスといったところ、SKB等の報告もありましたけれども、そうしたことも含めて全体について前面に立っていくと、そういう位置づけで使わせていただいております。

それから、この「理解」という言葉の使い方は、今後もう少し丁寧にしていきたいと思います。

また、今後の検討を誰がどういう形で行っていくのかということ、これは伴さんからもご質問いただいています。私は伴さんからいただいた意見の2と3のところはまさにそうだと思うんですが、恐らくその回収可能性を例えばどういった技術で誰がいつどういう形でやっていくのかということ、やはり詰めていかなきゃいけませんし、それから住民の合意形成、CLISをつくるといっても別に、丸投げして地域につくらせればいいのかといったらそういうわけにもいかないと思いますし、それは誰が設計していくのかということ、個々の問題というのは出てくると思います。それはただこのワーキングで皆様方が決して一つずつについて全て専門的にやっておられるわけでもない、やはり違う形で、あるいはここは恐らく行政のほうを中心になっ

て案をつくりながら、こういった形でなくとも専門的に時期を見てしっかりと詰めていくという

手作業というのは、どこかで必要なのかなというふうに思っております。したがって、そこまではこのワーキングのミッションということにはなりません。

繰り返しになりますが、論点AからDをお出ししてまいりました。その内容についての大まかな方向感あるいはそこから特に重要と思われる主要論点といったものを導き出していただくといったことが、このワーキングの中心的な役割でないのかなと思っております。

寿楽さんご指摘のとおり、私としてはその政策の質と正当性を高める観点から、閣僚会議が傘を大きく立てていて看板をつくっていただくという役割という位置づけならば、このワーキングはより、その閣僚会議が進めていく中身について材料を提供して建設的な議論や提案、そして意見の集約ができる、そのプロとしての立場からのご意見を、何かをつくり上げていくために出していただくと、そういう能動的な場にしたいというふうには思っております。

あと、西川委員からありましたその中間貯蔵について、閣僚会議でどう扱われるのかということですが、第1回目のときはそこは入っておりませんでした。ただ、代替オプション研究開発とかもこれから議論になると思いますし、関係閣僚からもいろんなご意見がこれから出てくると思います。必ずしも現時点でお示ししている資料にとどまらず、今後開催されるたびにそういった新たな論点というのは出てくる可能性は、あるとは思っています。

以上でございます。

○増田委員長

今、説明いたしました。この関係について、小林委員と、それから寿楽委員ですね。では小林委員、お願いします。

○小林委員

丁寧な説明をありがとうございました。閣僚関係会議のこの資料の4ページとか5ページのあたりなんですが、これ全部、案になっているんですね。この案はまだとれていないのでしょうか。それとも、これもうとれているのか。つまり、この会議のときには案で出て、そして会議が終わったときに案がとれたのかということ。あるいは、この案をとるのは誰なのかということ伺いたい。

それから4ページ目（2）に関しては基本的にはこのワーキングのミッションではないというふうな理解ですか。それとも、その全部がミッションになっているというわけではないという、極めて微妙な言い方をされたので、そこら辺をあえてちょっと単純化した質問をいたしました。

そして、このワーキングとしては中間とりまとめというのは作成するという予定でいるというふうに委員長お考えなのかということ。このあたりをちょっと。

○増田委員長

それでは、寿楽委員お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。丁寧にお応えいただいて、本当に感謝しております。特に今、室長が最後に言われた、建設的に取り組んでいくことが大切であるというのは、私もそのとおりだと思っております。何もここで、「だからだめなんだ」「だからできない」とか、そういうネガティブなことばかりを言うつもりは私も全くありません。

しかし、他方で、やはりここで議論していて、あるいは他の国の経験を伺ったりしてわかることは、やはり、この問題は恐らく通常思われているよりも難しいと、時間もかかるということです。だからこそ、いろいろなことを新たに考え出したり、研究開発をしたり、制度設計を考えたりというような議論を真剣にやっているのです。ですから、この伴委員の意見書の中にも1つめくったところの2というところの手前に書いてくださっていて私も同感なんですが、やはりこの問題は容易ではないので、相当慎重に熟慮して、よく準備された政策を用いて進めないとできないのであると、そのために今、真剣に議論をして、例えば可逆性や回収可能性というのは何か有力なアイデアのように思えるけれども、その利害得失は何で、具体的にどのようにその制度設計や政策に反映させたらいいのかとかいう、そういう議論をしているわけです。ですから、むしろその「容易ではないと、慎重にやる必要があると、下手な手を打つとむしろ全体が後戻りしたり信頼を失ったり、そういった政策担当者にとっても国民にとっても困ることになるのだということこそを、折に触れて、委員長や事務局から高いレベルの政策決定者の方々にインプットしていただく必要があると思います。

ですから、そういう意味で先ほど委員長から、委員長も含めて委員が個人の資格で自由に発言されるのは結構なことだと、私もそのように思います。ちなみに、委員長が朝日新聞のシンポジウムのときに言われたことは、委員長が言われたとおりに、これは個人的な見解だと断りがついて報道されていまして、それは全然私はいいいんだと思っているのですけれども、そういった場で折に触れて、ここまで決まった、これで行けそうだ、というようなお話をされるだけではなくて、今申し上げたようにこれは相当社会的に丁寧に議論をして努力しないとできないことで、だからこそ一生懸命今議論しているんですよと、そういう拙速を戒めるメッセージも同時に伝えていただけるとよいのではないかなと、そのように感じました。

今拝見した、この閣僚会議の「案」を見ると、例えば来春を目途に基本方針の改定を行うと書いてありますが、来春までにその基本方針を、しっかり自信を持って、これでできるのではないかといいところまで果たして我々はたどり着けるのでしょうか。それは私は非常に疑問です。どんなに、おっしゃるように建設的に努力しても、やはり時間がかかるものはかかるし、考えなけ

ればいけないことは考えなければいけないし、聞かなければいけないことは聞かなければならな
いわけですから、そういう意味で拙速を戒めるということは、建設的であることと矛盾せず大事
ではないかなと感じます。

○増田委員長

それでは、徳永委員お願いします。

○徳永委員

ありがとうございます。今日ご説明いただいたことで、我々のミッションが何かというのが今
一度明確になったかなというふうに思いながら伺っておりました。

一方で、我々がやっていることを適切な形で利用していただくということになったときに、今
日のお話を伺っていて少くない人数の委員の方々が、やや残念に思うというような形で感じる
ような、言葉の使い方というのは非常に重要になってくるということだと思います。私もこの2
の例えば「国が前面に立って重点的な理解活動を行う」という言葉をそのとおりに説明されると、
これは少し議論が戻ったのかなと思うようにもとれますが、ただ一方でもう少し丁寧なご説明を
いただくと、我々が議論してきたことを意識してくださっているということもわかるわけです。

なので、私たちがやったことが全て受け入れられないと物事を進めることには賛成しませんと
いう、そういう立場でもないと思いますが、一方、我々がかなり重要であるというふうに思って
議論しているところについては、ぜひそのような内容が伝わるような形でのご説明をしていただ
く、もしくはそういう形の議論の利用の仕方をしていただくということをお願いできればなとい
うふうに思います。これはお願いの事項でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。では、西川委員、お願いします。

○西川委員

先ほどの件であります。中間についてはオンサイトが必要というような意見があった。それ
から、この委員会のワーキングのミッションは最終処分であるというようなことという資料があ
りますけれども、最終的には委員長がご報告された並行して議論すると、そういうことでよろし
いんだと思うんです。

そして、そのことは先般のエネルギー基本計画のこの問題について、敷地内外を問わず新たな
地点の可能性を幅広く検討しながら中間貯蔵やあるいは乾式貯蔵施設の建設、活用を促進すると、
そういうことで意味はよろしいんだと理解していますので、もしそれであれば特にご返事は結構
です。

それから、ちょっと最後までおれませんので、追加して関連質問申し上げますが、今までは中

間の話をしましたが、最終処分の問題でありますけれども、国民へのいろんな説明とかコミュニケーション等々の問題であります、ここで一番問題なのは場所を政府が、国が前面に立って努力して探すんだと、そして説明するんだということですが、その大きな前提として安全確保のために、科学技術の開発を今どこまでいっているか、それから、この最終処分を行うための安全確保をこれからどう進めるかという方向性と具体的な到達度をさらに明らかにして国民にお示しするのがいいんじゃないかと思います。

つまり、説明をするというのは、何の説明を国民にするつもりか。その説明が、何を根拠に支持を受け得るのかということがないと、この科学技術の進み具合と、速度を上げていい方法を考え出すといえますか、そういうことがないとこれは非常に空虚な話になりますので、そこをぜひとも強調していただきたいと、このように思います。

○増田委員長

ありがとうございます。それでは、伴委員お願いします。

○伴委員

いろいろ丁寧なご回答をありがとうございました。しかしながら、ちょっと追加的に2つのことを意見として言いたいと思うんです。

1つは、先ほどの「国」という定義がありましたが、私がこの資料1参考1というところで意見を書いた中で、国が前面に立ちということについて書いたわけなんですけれども、そのとき私の頭の中の「国」というのは、行政というか、そういうことがあって、内閣とか、省庁、経済産業省とかそういうことなんです。その行政が前面に立つ前に、科学的な技術ワーキンググループで今やっている、人工バリアに頼らないで天然バリアでどこまで保証できるか、極力保証するための場所を科学的に選んでいるという、こういう議論だと理解をしているんですけれども、そうすると、それのもとにNUMOが働きかけるということがあってもいいんじゃないかというふうに思っていたんですね。そして、きょうの資料2は後で議論かもしれませんが、NUMOの資料を見るとまさにそういう感じで書いてあるわけです。

そういう中間的なところ、それでだめだったら国がというのはあるかもしれないけれども、中間的なやり方というのがあるわけだから、国が前面に立ってというのをここでそう強調しなくてもよくて、そういうことを確認されていないんじゃないですかということへの答えに対して、国とはNUMOに限らず政府を含む統括主体と、こういうふうになっていて、ここではNUMOに限らずだから、NUMOを含んでいることに理解されてしまうんですけれども、それだとすると何か話が矛盾してくるというふうに思うので、その場合の「国」というのがNUMOは、これは「国」の中には入っていないということなのかが確認です。

2つ目、この閣僚会議の資料なんですけれども、ワーキングでの大まかな方向感をベースにと、複数地域に対し申し入れを国が実施するという事なんです。これはだから大まかな方向感よりも大分ジャンプしている内容になっていると思うんですが、しかしこれは経済産業省のクレジットであって、通常この資料をつくるのは多分、廃棄物対策室ですね。普通そうだと思うんですけど、そうするとこのワーキングでの議論を熟知しているところが一歩先んじてこういうのを書いていくというのは、僕としてはやっぱり解せなくて、今の説明では十分その経緯、どうしてこれが入ることになったのかという経緯等について十分な説明がなかったと思われますので、改めて質問したいと思います。

○増田委員長

次は杢山委員ですね。

○杢山委員

ありがとうございます。もう少し慎重にというご意見が大分あるんですけども、こういうものを進めていくときは、もちろんそういう国民との間の討議をきちんとしながらやるというのは当然のことなんです。この委員会でも何度か申し上げていますように、ある意味国民にこういうものを提示したときは常に国民、受ける側というのは全くそういう準備がなくて受け入れるということになりますので、今のようなまだ不十分ではないかとか、科学技術が信頼できないんじゃないかとか、国が信頼できないんじゃないかという、そういう議論は常に出てくるものだと思います。

申し上げますように、そういう議論をかなりそういう現場でコミュニケーションをとらないと信頼が生まれてこないというのが現実であって、自然に社会が受け入れるように待っているものをやるということは、なかなかできない問題だというのが難しいと。そのためにも、国や政治が前に出てきてほしいという議論をここでも何度かしたわけです。

そういう中で、今は他の社会的な原子力賛成、反対の議論も入りながら、この問題は本当に国として前に出ないといけないということで閣僚会議とかそういうことを設置されてきたということで、ここでの議論を全く受けずにそういうことがなされたわけでも何でもなくて、ここでのいろんな議論を受けてこういうものが前に出てきていただいたというだけでも、今までの2000年以來のことを考えてもこれは非常な進歩だというふうに受け取ることはできると思うんですね。

やはりその国全体の廃棄物なので国が考えるということは当然のこととして、今、伴委員がおっしゃったようにもちろんこれは放射性廃棄物の発生者責任の中では電気事業者がやるということで今NUMOがやっているということはいいいんですが、国は国としてそれをきちんとできるように監督するという立場できちんと物事をやっていくというのは当然ですし、そのときに法律で

決められた最終処分というものがうまく政策として進められないということがあれば、どうしていいかわからないのかというのを考えるのがこの技術ワーキングのミッションであると思うんですね。

そういう意味では、これはある意味、少し進んだんだというふうに受けとめるべきで、その国民とのきちんとした討議はこういう中でどのようにすればうまくいくのかというのを考えるのがこの委員会のそれこそミッションであらうかと思います。

いつもいつも慎重にもう少し待てと、もう少し待てとって手続論に入ってしまうと、これは進まないのではないかとことがありますので、あくまでもこれを進めながらいろんな議論をきちんと重ねて国民に理解していただく、あるいは国民の側からそれが確かに必要だねということを知っていただける、そういう議論をするというのはどういうふうになればうまくできるかということを考えていくのが、この廃棄物ワーキングのミッションではないかと思います。

○増田委員長

ありがとうございました。辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

今日も随分いろいろとやりとりに対してのご説明をいただき、丁寧に進めていただいているというふうに今のところ私は思っております。

ただ、先ほど新野さんがおっしゃったように、基本政策分科会での話もずっと見ておりまして、やっぱり最終的にはあの報告書の最後のところに国民各層とのコミュニケーションが重要であるというふうな文章で終わってはいるんですけれども、現実問題やっぱり委員会の進め方等も含めて全くコミュニケーションがなされたとは思っておりませんで、コミュニケーションという言葉自身がすごく白々しいというふうな感じに受け取れたという印象がありまして、そういう意味では、本当にコミュニケーションしていくということが難しいということをお知らせしているんだというふうには思っています。

一方で、こちらは具体的に明確なミッションもあり、コミュニケーションをやるテーマに関してもかなり明確ということもあって、そういう意味では本当に丁寧にきちんとやっていただきたいというふうに思いますので、そのためには今杢山委員がおっしゃったんですけれども、私としてはやっぱり一番大事なのはどういう経過か、今どういう状況にあるかという、その中でどういう意見があり、どういうふうを考えている人がいて、というふうな要するにプロセスをきちんと丁寧に説明していくということが一番重要だと思っています。だから、いきなり、その結論を理解いただくとか、わかっただけという発想で行くということ自身が、もうコミュニケーションがそこで途切れてしまうと私は思いますもので、ぜひぜひ、丁寧をお願いしたいと思います。

今日のここでの話し合いもオープンにされているということが重要なことなのだと思います。一方的な申し入れて、実施するというふうになると、国から申し入れられて、その後うまくコミュニケーションが進むかどうかという話は、私はとても難しいと思っではいるんです。そういう意味で丁寧に経過も全て見せながら、非常に困っているんだ、ということもきちんと見せながら進めていただきたいと、それ一言でございます。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。それでは、高橋委員、それから吉田委員ですね。

○高橋委員

いままでのご議論を聞いていて個人的な感想を含めてちょっと申し上げます。私はほかの原子力関係の委員もやっではいまして、この問題はいろんな形でマスコミの関心も高いわけです。このような場合に、マスコミにおける取り上げられ方については、中にいる人間からすると、あれ、ということが結構あります。例えば委員長が検討状況という形でご紹介された場合についても、中間的なとりまとめというふうに表現したほうがインパクトは強くなります。どういう言い方をすればそういう誤解がないようになるのかよくわかりません。もちろん、記者の方も話を大きくしようといって意図的に表現されているわけではないと思いますが。

結局、この辺のコミュニケーションギャップは、どうしてもこの問題ではつきまといがちと思うわけです。それは朽山先生のお話についても多分同じでしょう。

さらに、内部の検討状況がどの段階でどういう形で出るのかという話についても、なかなかコントロールしづらい点もあると思います。もちろん、行政として結果責任をきちんととっていたかどうかということは重要だと思いますが、この問題、マスコミがどう取り上げたかということで一喜一憂しないほうが、今後の議論に対して生産的ではないか、ということが、いろいろな形でリンクをされた経験がある人間として思っていることです。

ただ、閣僚会議の中身については、案かどうかという話も含めて、きちんと文書で出されたものですから、委員が納得のできる形で、この場でご説明していただいでおいたほうが良いのではないか、と思いました。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。吉田委員、お願いします。

○吉田委員

ありがとうございます。私も技術側からのコメントといいますかお願いを一言。この4ページ

の中にあります、「科学的根拠に基づき」という部分について、やはり今回のことは丁寧さがちょっと欠けていたということによる今までの議論といいますかご説明だったと思います。この科学的根拠ということについても2000年以降といいますか、これまでその二十数年間の蓄積とそのアドバンスというのがやっぱりあるわけですので、ぜひその辺を踏み込むような形で提示あるいは丁寧にしていいただければ、やっぱりどういう根拠に基づいてこういうメッセージが出てきたのかというのが、また国民といいますか皆さんにももっとよくわかっていただけるのではないかと、ちょっと聞かせていただいていた次第です。その辺また説明される、あるいはこういう資料をつくられるときには、今技術ワーキンググループでもいろいろ検討もされていることでもありますので、その辺も補足してやっていただけると非常にいいのではないかというふうに思いました。よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、委員からのご質問について、事務局の方からお答え願います。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

朽山委員がお話されていた内容に近いわけですが、まず大臣の諮問機関としてのワーキングの議論を踏まえてご発言なりお考えをまとめられます。ただし、例えば今日のこのご意見については、崎田委員は欠席されていますので崎田委員の意見書というのをお配りしていますが、例えば伴委員とは意見の内容が逆なんですね。ですから、まとまっていない部分については、それは両論をご説明しているわけです。きちっとそこは適切にお伝えしています。

その場合に、どういうご判断をされるかというのは、これは多分責任官庁としての私どもにあるということだと思います。

したがって、国が前面に立って申し入れを実施する、といったところについて、確かにこのワーキングでの議論にはなっていませんが、その前のところまでは議論になっていたと思うんですが、そこまでは十分全体を踏まえてやっておられますが、その先どういう視点、視座に立って方向性を決めていくかといったところについては、もうご判断だと思うわけです。

それで、案はいつとれているのかということですが、これは官房長官がその後の会見で申し上げているとおり、この方向性で確定しています。ということですから、このワーキングの見解がもとになってこの素案ができて、あとどこまで導いていくかといったような全体の構図になっているというところであります。

なお言葉を変えて申し上げれば、WGで議論したことのみしか関係閣僚会議で議論できないというのはおかしいと思います。

以上でございます。

○増田委員長

それからあと、小林委員から中間とりまとめをするかどうかという話がありました。やはり私は論点AからDまで、今日はその飛ばしていたCをやろうと思っていますが、そこを終えて全体見通してもう一度整理をしたら、そこまでの議論をやはりきちんとまとめておくことは必要ではないかと思います。

この間、せっかく皆さん方と議論して、私の名前になっておりますが検討状況について報告をした、これは皆さん方の今の時点での検討状況についてのある種まとまった紙だと思いますので、これが中間とりまとめということではないというのは先ほど申し上げましたが、こういうことがベースになって、その上でこれからの議論も含めて議論した上で、これは当然来年のどこかの時期ということになりますが、そこは皆さん方によくお諮りしてということになると思いますけれども、中間のとりまとめを行うと。

今日Cをやれば、一通りAからDまでミッションとして与えられているもの全体が終わりますので、その上でどの程度の時間を何回か繰り返すのかというのは、皆さん方との議論の様子を見てということになると思いますが、春ぐらいに中間とりまとめをするということが、これからのどの程度の頻度で開催するかということにもなりますけれども、一つの見通しではないかなというふうに思っております。

そこはまた、どういうことをそこでやるか、またいろいろ御意見をお出しいただきたいと思いますが、そんなふうに今ご質問には、私としての考え方をお答え申し上げておきたいと思います。

それから、その他の点について、主に政府側ということですが、政府側のほうでも意見受けとめて、政府の立場でいろいろ判断されるということだと思いますので、分科会の報告などに伴います今日の議事の1番目については、この程度にしておきたいというふうに思います。

それでは、議事の2番目のほうですね、NUMOのほうに入りたいと思います。

論点Cの体制論でございます。

こちらについては、資料が出てきておりますので、これまでのNUMOの取り組みの問題点と活動強化の方向性につきましてNUMOから、それから続いて資料3で、処分推進体制をどう改善すべきか、こちらについては事務局のほうから、それぞれ説明をお願いしたいと思います。

山路理事長さんにご説明いただきますが、大体目安10分ぐらいということをお願いしたいと思います。

○山路原子力発電環境整備機構理事長

ありがとうございます。それではお手元の資料2をご覧くださいと思います。

これまで私たちNUMOが進めてきました取り組みの問題点と、これからどう活動を強化して取り組んでいこうかと、その方向性についてご説明をさせていただきたいと思います。

ページをめくっていただいて、1ページでございます。

これまで私たちは公募制のもと、地域の自主的な判断を尊重しながら国、電気事業者とともに連携しつつ真摯に対応してきました。結果的には成果に結びつけることができませんでしたが、このように成果に結びつけることができなかったのは、以下のような問題があると考えております。

まずは、立地活動についてでございますが、私ども地域に出向き説明会・見学会など実施してまいりました。多くは問い合わせなどに対応した受け身のものが多く、自ら積極的に新たな地域を開拓するという努力については欠けていたのではないかと反省しているところでございます。

また、関心地域ではなかなかオープンな議論ができなかったと、こういうことでございまして、地域における広がりを持った理解活動や信頼関係の構築につながらず、外部の方からはNUMOの活動、姿が見えにくかったということになるかと思います。そして、関心を有する方々を十分サポートできてきたかというところでございますが、この辺につきましても取り組み・体制面で十分であったかどうか、例えば勉強会支援なんかをしっかりとできたかどうかという、その辺のところも反省しているところでございます。

2番目の広報活動についてでございますが、1つ目といたしましてはマスメディアを通じた広報や草の根活動などを実施してまいりました。NUMOの役職員自らが国民に訴えかけるという取り組みの点では、まだまだ不十分であったのではないかと考えているところでございます。

2つ目としましては、立地活動と連携する意識が十分だったかどうか。戦略的な対応がしっかりとできていたかどうか。この辺につきましても反省しているところでございます。

次のページに移っていただきまして3ページ、技術開発でございますが、1つは事業者として技術開発、地層処分技術の完全確保（2010年度版）と、これを研究レポートとしてNUMOはまとめました。これは国民の信頼を得るような説得力のある内容とは十分になっていたとは言えませんでした。この辺につきましても、もっとしっかりと考えをまとめていくべきではなかったかと反省しているところでございます。

また、技術開発成果を報告会などでその都度公表してきてまいりましたが、安全性への理解を一般の国民から得るためにわかりやすい情報発信と、こういう点では十分ではなかったのではないかと反省しているところでございます。

最後に、組織運営についてでございますが、1つは組織全体として中期の目標設定というのが明確になく、具体的なアクションプランも不明確であったということで、経営陣のリーダーシッ

プのもとに組織が一体となった推進力という面では十分ではなかったのではないかと考えております。

もう1つは、第三者の評価ということでございますが、活動を改善していく仕組み、第三者の評価を受けながら活動していく仕組み、それから取り巻く状況に迅速に的確に対応していく、そういう面でも十分ではなかったのだと考えております。

こうしたことから、経営陣はこれまで以上にリーダーシップを発揮し、取り組む必要があり、まだまだ自ら考え、自ら汗をかくと、こういった姿勢について必要があると反省しているところでございます。

ページを移っていただきまして、3ページでございます。

次に、反省を踏まえたNUMOの活動の強化策についてご説明いたします。

これまでの活動の中で国、電気事業者と連携しながら複数地点において建設的な協議を重ねてまいりました。しかしながら東日本大震災により残念ながら中断せざるを得ないという状況になっております。震災の厳しい状況から考えますと、NUMOとしてこれからの立地選定プロセスを検討してまいりましたが、科学的に適性の高い地域を選定するということ、それからもう一つは住民による冷静な議論の場の設定、制度化ということがどうしても必要ではないかと考えている次第でございます。

これらを取り入れることによりまして、ある程度限定された科学的より適性が高い地域において私たちの経営資源を集中することができますし、透明性を確保しながら幅広い方々と対話活動も可能になるのではないかと考えております。

NUMOでは次のような強化策を重点的に進めていきたいと考えてございます。

四角の点線の中でございます。1つは、中期事業目標の設定とアクションプランの策定。2番目が組織、体制の強化と経営陣の強力なリーダーシップの発揮。それから第三者評価制度の導入〈評議員会の機能強化等〉であります。

次の4ページでございますが、これらの強化策につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

国の新たな政策展開の状況を踏まえまして、国に認可をいただいております実施計画につきましてはこれを改め、また立地選定の進展に向けたNUMOの中期事業目標、アクションプランにつきましても、これをしっかり策定し、公表し、内外から評価を受けていきたいと考えております。新たな実施計画での目標設定等につきましては、立地活動というのは相手のあることでもございますので、今後よくしっかりと詰めていきたいと思っております。

また、毎年度の事業計画につきましても、実施計画の実現に向け、立地選定に資する取り組み

に絞り、経営資源を立地活動に集中投入すべく、これまでのやや総花的な事業計画を改めまして、これも公表し内外から評価を受けていきたいと思っております。

また、組織・体制を見直し、電力会社の協力を得つつ組織を挙げて取り組みを推進したいと思います。そして理事長を初めとする役員の経営責任を明確化し、結果についてしっかり責任をとっていく所存でございます。

それから、3番目に挙げました第三者評価制度の導入についてでございますが、これにつきましては委員の皆様からいただきました国、NUMOの活動をチェックする第三者組織が必要ではないかというご意見を参考に導入するものでございます。現在、評議員会につきましては開催頻度を増やすなどにより、これまで以上に積極的に活用していきたいと考えております。

加えて、技術関係ですが、包括技術報告書の策定を通じ、NUMOの取り組みについて積極的に外部の評価を受けていきたいと考えております。NUMOが国、電気事業者とともに、これまで以上に連携し、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

私からのご説明は以上でございます。

○増田委員長

それでは、続きまして資料3ですが、事務局からお願いします。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

資料3、論点Cでございます。国民・地域の理解を得るべく、処分推進体制をどう改善すべきか。

1枚おめくりいただいて、処分事業の進め方でございます。これは高レベル放射性廃棄物処分懇談会、98年5月ですけれども、そういったところで考えられた、示されたものをベースにもう一度確認をしたいと思います。

1つ目の発生者負担の原則、安全性の確保、これらをあわせて考えると、実施主体のあり方としては国が直接事業を行うのではなくて民間を主体とした事業として、国は制度の整備を行い、そして事業に対しては法律と行政による監督、安全規制が行われることが適当であるといったことでありました。

つまり、国が直接事業を行うことは発生者負担を不明瞭にするということ、それから事業実施を監督と同時並行に行うことの不備、また民間との技術交流の阻害、そういったところが大きく処分懇ではデメリットとして挙げられていまして、他方で長所として発生者負担を明確にする、あるいは国が監督、援助して効果的に取り組んでいくことができる、あるいは経済効率性が担保できるといったことが挙げられています。

なお、当然ですけれども、処分地選定に当たっては実施主体、国、電事業者が協力して進める

と。

左側、実施主体の機能で特に3つ挙げています。技術的な能力、経理的な基盤、とりわけ経理的基盤は2つ目のボツ、内部及び特に外部からのチェック機能が重要であると考えています。また3つ目の丸、適切な運営・管理として、経営責任の明確さ、社会に開かれた運営等を確保したすぐれた経営能力が必要。これも当たり前ですが、コスト意識が徹底されて民間活力を維持する組織と。

右、国の役割ですが、長期安定性、それから閉鎖後の安全確保ということで、機構の解散については法律第71条で定まっていますし、もう一つ、安全確保については国は安全性を最終的に確認して当該施設にかかる事業終了後の安全責任を継承するというふうになっています。不測の事態への対応も法律74条などで措置されておりますし、炉規法の許可を受けた段階で原賠法の対象となっております。その他、地下空間の利用制限、記録の保存といったことがあります。

なお、電気事業者については下2行で書かせていただいておりますが、当然こういうことになるわけですが、発生者としての国民の理解を得るための活動を進めて、立地についても多くの経験を有する立場から処分事業の中で最も重要な事項について実施主体と一体となっていくべきであると、処分懇には明示されています。

それから2ページ目、その監督体制でありますけれども、真ん中のオレンジ色のかかったところが、最終処分法に基づく監督として基本方針、最終処分計画に対する意見を規制委員会、原子力委員会からともにいただく形となっています。NUMOに対しては事業認可等を通じた監督を経済産業大臣が行うことになっております。

その他、その外周りの法に基づく監督として炉規法、左側ですけれどもございます。これは事業の許可の基準その他等でございます。また右側、その他のチェック・アンド・レビュー機能として、政策評価部会というのが原子力委員会で行われておりました。また、この審議会は、この審議会も指しますしその他も含めてということでもあります。他方で、NUMOに対する第三者的な評価として、ここに技術開発評価会議、アドバイザー委員会等々書いてありますが、こういったところが果たしてどうなのかというところであろうかと思います。

それから、さらに1ページめくっていただいて、これは第1回の小委員会の資料でお示ししているものです。多くはもう割愛しますが一つ、国・NUMOは不信任を持たれていると、処分事業を中立的に監督する機関が必要と。NUMOは取り組み姿勢という点でも技術的能力という点でも信頼できないと、国が責任を持って取り組むべきと。したがって、反省2として以下のようなものを前回までにお示ししているということでもあります。

それから4ページ目です、2つ論点を分けています。

1つは、事業実施能力についてということで、処分実施主体が有すべき機能・役割は何か、それを有しているかということで、とりわけ3点。1つ、経営層のリーダーシップと、2つ、積極的に理解活動を含め、およそ全ての業務について能動的に自走して行う体制になっているかどうか。それから3つ目、これは処分を安全に実施できる、もしくはできると信頼されるだけの技術的能力を有しているか。

ということで、以下ざっとこのワーキングでいただいたご意見のみならず、これまで有識者ヒアリング、それから原子力部会、廃棄物小委等々、あるいはシンポジウム、そういったところで多様な意見をいただいています、それをずらっと並べています。およそ、読み上げるときりがないんですが、具体的な目標を設定してしっかりとPDCAを回す、あるいはその出向者の評価、モチベーションの向上が必要、広報の仕方とか理解活動を進めるに当たっても当然目的を持つべきだけれども、成果が見えないお金の使い方をしていることは事実なので、そういったところについてもっと現場感覚を持つべきであると。関心を持った人を相手に仕事をするのではなくて、関心を持っていただくために何をやるかというところに、もっと労力を割くべきである等々、ざっとそういったことが並んでおります。

それから5ページ、論点の2、これは信頼性ということについてであります。

国民、地域の信頼を得られるような組織とするためにどういった措置が必要で、国もどういった補完的な機能・役割を果たすべきかということをもとめています。

これまでのご意見、同じようにまとめていますが、1つ目、担当者が短期間で変わるため信用に基づく継続した取り組みが難しいといった点、これが1つ目のポツから4つ目のポツまで担当について書いてあります。それから6つ目のポツ、情報発信源の信頼性を保つため中立的なチェック機関が必要ではないか。7つ目、これも処分体制や処分状態をチェックできる第三者機関を常設すべきではないか。最後、9番目のポツですけれども、これは平成24年12月の原子力委員会で、国民の声を踏まえて監査し、国や当事者に適宜、適切な助言を行う独立の第三者組織をきちんと機能させる強い決意を持って自ら整備すべきであるといった点。

そのほか、6ページも意見を並べております。当然、国も反省すべきということが多いですし、これまでのワーキングでもそれはお出ししてきましたが、一つご紹介すると、きょうの議論も含めると、7つ目のポツ、最後ですね、これも原子力委員会ですが、全ての行政機関が連携して知恵を出すべきということもいただいております。

このワーキングの委員の方々のご意見もその下に並べております。時間の関係上割愛しますが、いずれにせよ評価機関の必要性、それからしっかりと信頼されるために、例えば客観的な情報を適切な者が発信していくといったことも大事といったようなこと。それから最後、電力会社の本

気度を示してほしい等々並べております。

そして参考として7ページ、8ページ、諸外国の処分推進体制であります。これは実施主体、確かに低レベルも含めた部分もありますけれども議論の参考にさせていただければと思います。事業の適切性の確保については立地選定手続、それは規制サイドが多く入っています。実施主体の経営管理についてもチェック・アンド・レビューがしっかり果たされています。その他組織による信頼性の確保という視点から見ても、その安全性・技術的な信頼の担保という点については、これは規制側がしっかり入っている。適切なコミュニケーション活動については規制側か第三者が入っている、そういった大体たてつけに諸外国はなっています。

それから、最後9ページであります。原子力委員会の見直しについてというペーパーを入れています。この四角囲みの中は9月11日の当日使われた資料より当分野について抜粋しています。この会議は6月24日に官房長官の決済で設置されておりまして、増田委員長も委員として参加いただいておりますが、これまでに合計12回開催しております。

9月の時点での資料の中には1つ目の丸、技術的に実現可能な処分方策を評価・提示して、2つ目の丸ですけれども、確かに今後処分方策の技術的成立性を評価していくべき課題も存在するけれども、3つ目の丸、高レベルについては、今後の知見の進展を踏まえてその方向性を柔軟に見直すことが必要でありまた、第三者的組織による評価が必要と。

今後のあり方については、事業推進官庁のみならず中立的な第三者的組織による評価をあわせて行っていくことが必要という中で、この12月10日におよそその有識者会議の報告書というものが出ております。その中で形骸化している事務については廃止・縮小して、今後重要性が高まる事務について実効的に対応できる体制をとるということになっていまして、廃棄物は今後重要性が高まる事業として位置づけられています。その中で、この2番目のところですけれども、実施に責任を持つ省庁とは異なる立場で技術オプションの評価等を行うと、そういった流れになっております。

以上でございます。

○増田委員長

それでは、2人の方に説明してもらいましたので、それについてご意見などをお寄せいただきたいと思います。議事の1番目は大変活発に皆さん方からご意見いただきました。こちらのほうもどうぞ積極的にご意見、ご質問をお出しいただければと思います。それでは、帰りの飛行機の時間があるので、まずは西川委員から。

○西川委員

ありがとうございます。NUMOの組織あるいはやり方については、我々は詳しくおつき合い

がないものですからそんなにわかりませんが、今のご説明等拝聴した中から思うんでありますが、
ともかくミッションと組織を充実することが大事かと思います。これは一番大きな課題です。あ
わせて、この所管しておられる経産省の組織も充実しなければこの問題は解決できないと思いま
す。

「もんじゅ」と原子力機構の例をとりますと、「もんじゅ」については副大臣をこの問題の本
部長にしながら、政治的あるいは官庁としての指導力を強化する、そして窓口の組織も強化する、
それから1年ごとに目標をつけて、これがどう実行できたかという、この問題長いですがけれども
ある程度短い期間でやらないと問題があると思います。

それから、さっき科学技術の話を申し上げましたが、放射能の減量とか低毒化など科学技術と
の関係が極めて説得力を持ってやらなければいけないわけですから、この問題については
例えば「もんじゅ」なり原子力機構との連携が大事なかなと思います。

そして、現場とちょっと遠いような感じがしますから、いろんなその「もんじゅ」だとかそう
いうところとの連携、あるいは現場に行って具体的ないろんな経験というんでしょうか、経験と
いうと失礼ですがけれども現場感覚というんでしょうか、こういうものがさまざま必要じゃないか
なと今お聞きした限りで思いましたので、とりあえず申し上げます。

ありがとうございました。

○増田委員長

ありがとうございました。それでは、ご質問に対してお答えはまた後ほどまとめてやっていた
だくようにします。

それでは高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員

NUMOについてのお話につきましては、これは今までの活動を再検証されてご提言されてい
る中身をしっかりとやっていただくということが極めて重要である、という点で、全く異論がござ
いけません。

ただ、その上で、他に検討すべき課題があるのではないかと私は思います。例えば立地に関す
る具体的な話になったときに、なぜうちなんだと、他じゃなくてなぜうちが最終的に出てくるん
だと、他と比べてどうなんだ、という話が必ず出てくるわけです。そういうときに、納得のいく
説明をしようとする場合にも、推進の責任を持っている国が説明しても、建設的な対話を行うこ
とは難しいだろうと思います。

したがって、中立的な機関が間に立って絞り込みの過程や立地の適正について、仕切り役をし
て監視していくことが重要です。同時に、立地点に対して第三者的な立場から説明していく仕組

みをつくるのが極めて重要ななと思っていて、例えば、同様に、成田でも立地がもめたときに円卓会議みたいな組織をつくって合意形成の努力を行ったわけです。

最近は原子力の専門家も信用がないという話もさっき出ましたが、これに対して、司法に対する信頼というのはまだ残っていると思います。よって、司法の経験者をトップにした中立的な機関が行司役という形で調整に当たる、そういう組織をつくるのが極めて重要である、私は思います。

これに関連して、9ページに原子力委員会の改組の話が出ています。私が第三者機関を考える場合に、原子力委員会は推進の役割をもつので、このような第三者機関として位置づけるのは難しいだろうと思っていました。しかしながら、推進機能を原子力委員会からとる、かつ中立的な機関に徹底させるという話ですので、原子力委員会そのものではなく、その傘下にある組織で、かつ、事務局的な機能を原子力委員会が持つ、そして、円卓会議的なさらに中立的な機関として、立地についてコーディネート的な任務に当たるという仕組みをつくるということを検討してよいのではないかと。このことが、今回のような極めて難しい立地問題については重要であると思っております。ぜひ、この辺、ご検討いただければとは思っております。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。次は寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。取り組み体制について意見を申し上げる前に、ちょっと先ほどの議論の続きのようなことを申し上げて恐縮なんですけれども、皆さんどなたも、私も含めて先ほどの議論で触れなかったことですが、なぜ最近この廃棄物の問題について慌ただしくなっているかといえば、小泉元総理大臣がこのことについていかに困難かということを言われて、そうであるので原子力利用を続けることは難しいのではないかとというようなことを発言されたというのが明らかに影響しているのだと思うのです。そこで、非常にこう、身もふたもないことを申し上げると、そういう発言が有力な政治家からあった途端に物事が何か動き出して、閣僚レベルで方針が決まってしまうということ自体が、この取り組み全体に対して非常に不信を招くことなのではないかと思います。本来であれば、地層処分という方針に自信を持っていて、既に法律も計画もそのための技術もあって、できるのだというのであれば、そして、本当にそれは公共の利益になるのだと思って取り組んできたのなら、そういう発言等とは関係なしに、着実に進んでいたはずのことであって、それが急に何かそういう、いわゆる鶴の一声のようなことがあると進んでしまうということでは、幾らこの組織体制の議論をしてもしょうがないのではないかと思います。

そう言ってしまうと本当に身もふたもありますが、例えばこのNUMOの今回の資料で冷静な議論の場をつくるというようなことが大切だと書いておられて、私もそれは大事だとは思いますが、けれども、そういう冷静な場が、今申し上げたような状況で本当にできるのでしょうか、ということに非常に疑問があります。

先ほど、朽山委員から、そうは言ってもこの問題に取り組まなければいけないということは明らかなのだから、取り組んでいくことと並行してその問題点を解決していけばよいのではないかというご意見がありました。原則はもちろんそのとおりだと思うのですが、例えばこのスウェーデンの例を前回紹介してもらったわけですが、この資料を見ますとその社会からのパブリック・アクセプタンスを得るには何が必要かというところの中には、例えば既存の原子力施設のサクセスフルオペレーションと書いてありますけれども、クリーンレコード、つまり良好な実績と書いてありますよね。こういうことが例えば我々の社会、残念ながらとてもこうは言えないですね。日本では今までのレコードに傷がないとは全く言えないわけですし、ちょっと状況が違う。並行して進めるには、やっぱりその、いつまでも手続き論に戻ってしまっただけではいけないといいつつも、関係する主体の信用がなさ過ぎるということがまずもって問題です。それから、日本のNUMOの場合は、このスウェーデンの機関と違って中低レベルですとか、あるいは使用済燃料の管理ですとかそういう業務は今のところはしておりませんので、これまで何か具体的に事業をやって、事業サイトがあって、その地域の方々との信頼関係があるとか、そういう関連施設を安全裏に何十年も操業してきているとか、そういう実績はそもそもないわけですね。その状態でなかなか、この組織体制であるとか計画であるとかそういうものを手直しすれば、事業が進むというのは、ちょっと認識が甘いのではないかと、残念ながら言わざるを得ません。

その上であえて申し上げますと、一つは、NUMOと、先ほどの言い方でいう「国」あるいは政府の役割分担が一体どうなのかが、わかったようなわからないようなところがあります。NUMOの方にお話を伺うと、例えば政府の法律だとか計画だとかそういうものの枠の中でしかできません、いろいろな行政指導もあるので、全てNUMOが一存で物事を決定していくわけにはいかないというようなことを承りますし、今度は、政府の方とお話をすると、NUMOがもっと主体性を発揮してやってくださればいいのにとというようなことも伺ったりするわけですね。では、一体誰が本当に物事を決めているのかと。

そして、先ほど高橋先生からありましたけれども、何か問題があれば結果責任ということも当然考えざるを得ないわけですが、それは決めた人が当然、責任をとるのが通常です。ところが、誰が決めたのかがはっきりしなければ誰が責任をとるのかもわからないわけです。これは福島原発事故のときに事故調査レポート等でもいろいろ議論になったところですが、これは非常にまず

いのではないかなと思います。

それから今回、特にNUMOのほうから何が今まで悪かったのかと大変率直な総括といいますか振り返りをいただいているんですけども、では、なぜそういう、よくないというか、直すべきである点がいくつも把握されていながら、これまで直らなかったのかということも考えるべきです。何が障害になって、悪い点を直そうと思っても直せないままにきたのか、ということ、NUMOにももちろん、政府にもですけれども、よく伺わないと、どう直したらいいかという議論を本当に意味のあるかたちですることはできません。もちろん、総括、反省の大筋が全然間違っているとまでは思いませんが、具体的になぜそれが今までできなくて、今度の新しいものではなぜそうやるとできるのかということに具体性がないので、そうすると、よくある話ですけども、何か、改革のための改革のようなことになりはしないかと心配します。

ですから、なぜ今までこのようなことができなかったのか、どうして今回はそういうことができるとお考えになっているのか、もう少し伺いたいと思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございます。なお、今の発言に関連して、最近の小泉さんの御発言よりもずっと前に、このNUMOとやるということをここで決めており、後で急に決めたわけではありません。こちらのほうのスケジュールが先に決まっていたとそういうことになっておりますので。

○寿楽委員

はい。

○増田委員長

あと、それ以降のお話は全部、またNUMOのほうに答えをしてもらいたいと思います。

それでは、次に辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

今日1回でこの話を片づけようというお話じゃないと私は受け取っておりますもので、NUMOさんに関してもですね。

まず、やっぱり大事なのは、このエネ庁のほうでおつくりくださいました論点Cの最初の今までのお話なんですけれども、やっぱり発生者負担あるいはその発生者責任という、それに関しての原則というのは緩んではいけないと私は思っております。原子力発電の一生というか、そのライフサイクル全体にわたっての責任というのは、原子力発電を進めていく人にあると思っておりますもので、そういう意味ではNUMOというのはそういう考えのもとにつくられた機構であるということから、やっぱりNUMOの責任というのは非常に重たいというふうに思っております。

そういう中で、過去、NUMOの取り組みとか反省とか、今ご説明いただいたんすけれども、まず一般論として、全くNUMOというのは国民に見えない組織であるということが、すごく重要だと思っております。しかし、非常に国民とも太くつながっておりまして、全額かどうか私ははっきり知らないですけれども、電気料金でNUMOの活動の費用というのは徴収されていると理解しております。

ですから、そういう意味では、本当にきちんと国民にNUMOの役割というものを知らせてくれる仕事をちゃんとやってくれていないなというふうに思っておりまして、過去何度かは確かに新聞広告や雑誌の広告等でNUMOさんの広告等は見たことはありますけれども、それでも、やっぱり関心持って見ている人しか見えないという感じの広報でしかなかったんじゃないかなというふうに思っております。だから、今後きちんと役割を果たしていただきたいという意味なんですけれども。

それでなのですが、ここの中で出てきている単語で「立地活動」という単語があつて、そこに「地域に出向き」と書いてあるんですけれども、そういうことに関しても、どの地域で、立地活動というからにはもう限定した地域に出向いてということなのか。もう少し具体的に、いついっどこでどういうふうな活動をしてというか、その「立地活動」というのを知りたいなというふうに私としては思ったわけで、関心を持っている地域でのオープンな議論というのならば、まだしも何となくわからなくはないんですけれども、「立地地域に出向き」という、この辺もよくわからないなというふうに思っております。

それからあと一つ、第三者機関的なのというお話はもう非常に私も重要で、先ほど申し上げた電気料金にもかかわっているわけで、そういう意味では外の目というのは非常に重要です。それで、このエネ庁さんでつくってくださった2ページのところに評議員会の位置づけを書かれているんですけれども、その評議員会にNUMOさんは第三者の役割を担っていただくというご提案かなというふうに見えますが、評議員会の役割というものは基本的には、よくわからなくてすみません、間違っていればご訂正いただきたいんですけれども、組織のその経済的な運営を見ていこうというお話なのかなと私はちょっと思ったりしておりまして。だから、そういう意味ではこの評議員会が国民との対話等をやるどころまで面倒を見る評議員会になっているのかどうか、今後やっていこうということなのか。評議員会の役割を、まずは知りたいと思いました。

それで、このエネ庁さんの2ページの絵なんですけれども、その右のほうに学会・専門家の一番下に助言と書かれているんですけれども、そういう役割で実践ですからやっているということなのかもしれないんですけれども、事実本当にそういうふうに行っているのでしょうか。このあたりの実践に関してもちゃんと説明いただければと思います。

とりあえず、NUMOさんがきちんと責任持ってやっていただくということは非常に重要であるということは間違いないと思っております、そのところをきちんと今後、役割をもう少し認知してきちんとPDCAを回していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。それでは徳永委員、お願いします。

○徳永委員

ありがとうございます。主にNUMOさんのご準備いただいた資料に基づいて考えたいと思うんですが。

NUMOさんが、今までご自分でおやりになられてきたことを反省しますということを、今日おっしゃっていただいている、そのあたりをきちっと1回総括をしていただければいいかと思いますが、その反省に基づいて新しいNUMOなり実施主体をつくっていくということが本当に今やることなのか。それとも、我々がこういう議論をしてきた中で地層処分を実施するプロセスとして、もしくは考え方として、こんなようなことを導入していくことがより適切ですよというようなことは、委員長がまとめられた一定の方向性というところから出てきているし、それはここでの全体としての方向性としてこういう感じかなということだと思います。

なので、そういうようなことが本当に適切であると、もし実施主体さんが思われるのであれば、そういうことを実現するという観点から見たときに、今のNUMOさんにこういうようなものを加えていく、こういうことを強化されていくというような活動強化策という整理の仕方もあるんじゃないかというふうに思います。

今までの反省に基づいてNUMOさんがこうされますという、そちらの面も大事だと思いますが、新しい、より、あったらいいなと思う方向性がある程度見えてきているということになっていると僕は個人的に思っていて、そういう議論をしてきた者の立場としては、そのあたりのものをうまく入れていただいて、ぜひ実施主体としてより適切な姿になるために何をやればいいのかということをご披露いただけるとありがたいかなというのがお願いしたいことです。

それから、それにも関連するのかもしれないですが、例えば、4ページのあたりである種こう、立地に真に資する取り組みに厳選し進めるというようなことをおっしゃっていて、今すぐやらないといけないことはそうかもしれないですが、集中すべきところと、全体として実施主体が実力を持っておかないといけないところのバランスというところに目配せをしておかないと何か不安定な組織になってしまうのではないかと。80年とか100年とか責任を持ってやっていくという意味での力のある組織になっていただきたいというのは、国民の期待であって、そういうところをう

まく、ぜひ考えていただきたいというのがもう一つです。

例えば、我々が言っている中では代替オプション研究みたいなものもあり得て、それをNUMOさんがやるかどうか、実施主体さんがやるかどうかはわかりませんが、そういう研究をどううまく受け入れていくのか、間口を持つためには何をすればいいとかですね。似たようなことで、地下研究施設を持っているグループからの成果をどういうふうに受け入れていくんですかというところが、ただただ結果だけをもらうというので本当に実施できる主体として信頼を得られるのかというあたり、ぜひお考えいただきたいというのがNUMOさんに対する願いです。

それから、あと1個は、中立性のある組織という話がありますが、一方で規制側というのがどういうファンクションを果たすんですかというのは、よく知っておかないと議論が少し偏るかなという気がするので、そのあたりは誰にお願いすればいいかわからない、多分事務局にお願いするのかもしれないですけども、そのあたりの状況も教えていただければいいかなというふうに思います。

以上です。

○増田委員長

それでは朽山委員、お願いします。

○朽山委員

ありがとうございます。今の徳永委員と少し似たことになるかもしれないんですが、この資料3の2ページに今までの行動が書いてありまして、私も大分長い間、この審議会に当たる廃棄物小委員会の中のメンバーとしてやってきたんですが、やはり全体として、国なり政府とNUMOの役割分担なり統合化なりがうまくいっていなかったという面があるかと思います。

せっかくこういう審議会を設けてもらっても、そこで本当にNUMOの活動がうまくいっているかどうかというようなことをきちんとそこでチェックするというようなことがなかなかできなくて、1年に1回集まるだけみたいな形になってしまっていたと、それから実際には法律改正のときだけ必要になって何回か委員会をやるというような格好で進んでいましたので、そういう意味では密接にNUMOがきちんと活動できていたかどうかということについて、うまくチェックができていなかったと思います。

それから、放射性廃棄物対策室とNUMOの間がどんなふうになっていて全体としてうまく計画、この問題を解決するために前向きにどんなふうになっているかということについてもきちんと見えていなかったという意味では、そういうことをきちんと常置の何らかの委員会なりそういうところで、きちんと常に見ていくというようなことがないとうまくいかないのかなという意味

で、それが第三者委員会の形になるのかどうかわかりませんが、そういうものがぜひとも必要になるかと思います。

それからもう一つ、今日のNUMOのこの方向性を見ていますと、ちょっと言い方悪いんですけども、反省しろと言われたから反省していますみたいな感じになっていてですね。本当に放射性廃棄物の地層処分というのは、普通のことをやっていけばできないぐらい難しい問題ですが、それに対してうんと悩んでですね、こういうふうにはすればできると思うからこういうふうにしたというのをを出していただきたかった。これは、今まで何かこの辺ぐあい悪かったから反省しますというだけで、どうやればこれを克服できるのか、この体制ではうまくいかないんじゃないか、それならこうやって、こういうふうに直したいから、というようなものを出していただければいいかと思うんですね。

私自身がずっとこれ長い間つき合ってきて思うのは、2000年のときに、これは仕方なかったのかもしれないですけども、この技術開発を中心に担ってきたJAEAと、それからNUMOの関係というのを少し分けて、その実施主体と研究開発というのを少し分けてしまったと。そうすると、NUMOはどういう格好になったかという、そういうような機関としての研究開発のところが少し欠けてしまったといえますか、実際に研究開発をする現場を持たない格好で研究開発もしますよという。ある意味、そこまででも技術が全部できてしまったあとは小売店だけあればよろしいというならいいんですけども、そうじゃなくて、生産の現場があって、これは100年も続く話ですから技術開発は延々続けながらこの事業をやっていかなければいけないのに、その技術開発のところが無いと。そうすると、社会との対話のときでもその技術開発を根拠にいろんなことを言うということがきちんとできなくて信頼が得られないという、そういう問題があったかと思います。

信頼は、科学技術的な信頼と経営の信頼と両方あるんですけども、どうしてもその科学技術的な信頼について自分たちが自信を持って言えることがないと、なかなかこの対話というのはいまうまくいかないと思うんですね。科学技術的な信頼というのは、別にその機関がこうだから、ああだからということじゃなくて、自信を持って自分たちは科学技術の基本に立ってやっていますということは別にどこの部署でも言えるわけですから、それをきちんと持っていていただくというのはすごく大事ですね。

今回は、どういう形になるかわかりませんが、いずれにしても、もう少し技術開発をする部門をきちんと新しくもう少し強化するか、あるいは今技術開発をやっている人たちの統合化、あるいはその連携をもう少しきちんとやるような格好にしていいただければ、これからのいろんなところでの議論の役に立っていくんではないかと思います。

○増田委員長

それでは吉田委員、お願いします。

○吉田委員

ありがとうございます。私も技術サイドから発言させていただきます。

今後、どういう形での事業推進体制の見直しになるかということですが、その全体を見直すにおいても、申し上げたいことは、決して技術的空白をつくっていただきたくないということです。例えばイギリスとかいろいろ事例がありますが、3年滞ってしまえばそれは継承されなくなることは間違いありません。ですので、決してその体制を見直すがゆえに、先ほどの朽山委員からの意見にもありましたが、これまでの技術部分が伴わない、あるいはそこが継承されないような状態になると、恐らく将来的にはそれ以上の時間がかかってしまうことになるでしょう。そのような技術的空白ができると次に何が起こるかという、まずデータの品質が落ちます。データの品質が落ちると、例えば現在、地質学会、応用地質学会、地球化学会、合同学会、地球関連の学会等での議論を今進めています、そういうところでのいわゆる議論、ディベートができなくなります。そうすると、技術的にも信頼されなくなるわけですね。技術者同士で信頼されないと、それを取り巻きとして見ている国民も一般の人たちもやっぱり、技術レベルに不安を抱いてしまう。そうすると、最初の話ではないですけども、「国が科学的根拠に基づき」と言っている、科学的根拠に基づく部分の根幹で揺らいでしまうことにも成りかねない。ですので、ぜひそこは技術的な部分を貧弱にならないような形での体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

それからもう1つ申し上げたいのは、これまで私もNUMOとももちろんいろいろな技術委員会等に関わっていますが、一言で言いますと、やっぱり人が育っていない。とくに技術者が育っていない。要するに、先ほど言いました、例えばいろいろな学会とかで、この人はNUMOの、あるいは実施主体としての顔となるような技術者が育っていない。やっぱりいろいろな分野で技術者が育っていけると、コミュニケーションも進むと思うんですね。技術はデータだけでなく、人がやっぱり伝えるものですし、人は人を見てその信頼をするものだと思いますので、ぜひそこに重きを置いたような形でのいわゆるその体制づくりをお願いしたいと思います。それはある意味では、単なる形というよりは、中身が重要であって、ひそういうところを考えていただけると、いろいろな意味で改善できるんじゃないかと考えます。

確かに今までサイトは選べていませんが、技術的知見の蓄積は少なくとも今までの状況においてもありますので、それを雲散霧消するような形には決してしてほしくないというのがあります。

そういう中で、例えば第三者機関による評価等は、私は否定するものでも何でもありませんが、その評価で終わるといえるのか、評価に追われるような状態であるとまたさらに組織や人材が疲弊し

ていきますので、そういうような部分も考えていただければというふうに思います。

ですので、第三者評価機関においても何をどう評価するのかと、そういった部分でできるだけ具体的に詰めることが必要かと思います。そこがどこのタスクでこういった委員によってか、というのはまだわかりませんが、技術側からの認識といいですか、今までのある意味での反省も踏まえた上での今後の展開というのを検討していただけるとありがたいというふうに思います。

○増田委員長

伴委員、お願いします。

○伴委員

資料2を中心に話したいと思うんですが、これの活動強化策というところをそのまま読んでいきますと、これはNUMOの資料なので主語を入れて読むと、NUMOが科学的に適性の高い地域を選定したい、透明性のもとにそれをやります、住民による冷静な議論の場をつくる、そういう立地選定プロセスにすることで、資源を有効に使った幅広い立地活動が可能になるので選定プロセスが進むのではないかと、こう書いてあって、これはNUMOが法律に基づいて公募しているわけですが、それよりも一歩踏み込んでその選定活動をやりますというふうに書かれていると読めるんですね。

そういう趣旨で書いたのですかという質問なのですが、もしそうだとすれば、それは続けるべきことだと思います。

その上で、その続け方ですけれども、中長期事業目標の設定とか、今日の別の資料1の参考3とか、あるいはこの後ろに書いてあります実施に関する計画、いわゆる実施計画といったものを総合的に見ていくと、この活動強化策は非常にハードな、ちょっと僕の目から見ると強引に進めていくような内容になっているように思います。

意見書の中では佐藤栄佐久元福島県知事の言葉を引用して、原子力政策は戦車のように地域を蹂躪するという言葉、彼はそういうふうに言葉で表現したんですけれども、まさにそういう、かなり強引な進め方になってしまうんじゃないかと思います。

しかし、それではだめだろう、結果としてうまくいかないだろうと思います。

そういう目でもう一度見ますと、複数地点において建設的な協議を重ねていたが東日本大震災により中断というふうに出てくるんですけれども、これだと読み方によっては震災によって物理的にその場所に建設できなくなったから中断せざるを得なかったんだとも読めるし、また別のところでいえば、これは震災というよりは福島第一原発の事故によって原子力政策への信頼がなくなったから中断せざるを得なくなったとも読めるわけです。僕は多分、後者のほうだろうと思うんですね。

その信頼が失われた状況の中で、今このようなハードな対応策を出しても、これは信頼の回復にはつながらないだろうと思います。

資料の2と3、3のほうは国民・地域の理解を得るべく処分推進体制をどう改善するかとなっているけれども、むしろ、信頼を回復するにはどういう組織であればいいのか、あるいはどういう組織改革が必要なのかということが今非常に重要で、そういう視点での反省とか総括というのが書かれていないんですね。

それは非常に残念なことですし、ぜひともそういう視点でもう一度見直していただきたいというふうに思います。結局、そういう意味では失われた信頼を少なくとも回復するような、そういう組織をつくっていかないとだめなわけですね。それが、そういう視点が全くなくて、かつ具体的なそれに向けたプランがないということです。

これまで、ここの委員会では可逆性とか回収可能性であるとか、あるいは住民の参加であるとかそういう言葉が出てきているわけだから、それは広く言えば公正性というか公平にどう進めていくのかというようなことになると思うんですけども、そういうことをNUMOが積極的に今の活動の中に取り入れていておかしくないわけで、そういう視点での活動の見直しというのが必要ではないかと思います。

2と3とあわせてなんですけれども、全体を見ていると処分の実施計画にあるスケジュール、これに乗って動いていかないといけない、今焦っているのは小泉ショックもあるのかもしれませんが、このスケジュールでいうともうお尻に火がついている状態だと思うんですね。だから何とか急いでというふうになっていると思うんですけども、その実施計画をどうしても維持しなければならないという、そのポジティブな説明ってないんですね。

僕は逆に、その実施計画を少し遅らせる、遠回りかもしれないけれども遅らせて、じっくりソフトな面での制度あるいは組織改革というのをやっていくほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。ちょっと時間超過していますが、ぜひご意見だけは伺っておきたいというふうに思いますし、また途中で申し上げておきますが、次回これを続けてやらなければならないというふうに思っております。

それで、次、新野委員、それから小林委員までですね、ご発言をお願いしたいと思います。

新野委員、どうぞお願いします。

○新野委員

お時間のないところ、ありがとうございます。

私は、NUMOさんのこの資料2と、次の資料3を見させていただいて、まず感じたことが、地方に住む住民、国民としてですが、やっぱりこのNUMOの方がやられてきた仕事ということが、やはりその組織と仕事内容というのが国民の中には認識がかなり薄かったろうというふうに思っています。

これはNUMOさんの責任というふうには捉えていません。その2000年にこういう形でこの組織がスタートしたというところが、くっつけたり外したりというような形に聞こえているのですが、今また、まさにそこのところの不具合を協議しているのではないかというような認識を持っています。

これを読ませていただいても、それ以前の問題が本来はあるだろうというふうに思っています。杓山座長さんの技術的WGとも絡むのですが、これからこの国がどうしていくのかという視点で考える上では、この処分しなければならないものに対する科学技術的な問題として、その立地選定というところに切り分けたとして、その条件ですよね。条件である基準というものを、この選定をする前にやはり国民の共通理解、共通認識にしておくほうが結果的には早道ではないかというふうに思っています。

そのところは、入り口では科学的、技術的な問題かもしれませんが、もう一つ重要なのが社会的要件とか経済的な問題とかということが今度そこに入ってきますので、そういう要件もあわせて示すことが重要なんだと思います。

その役割として、そういう処分事業の中で実施主体である、今はNUMOさんですけどもこの名前は伏せたとして、その実施主体に何を責務としておくのかということがまず前段で方針の中にあって、それをこの機関がやるんだというふうになっていって国民に説明して行けば、本来NUMOさんのやるこの仕事という位置づけというのが、もう少し国民にわかったのではないかと思います。

併せて、これから気をつけねばならないことが、役割の明確化と、責任が本来どの部分を担うのかということをもっと以前よりはっきりさせねばならないことが一つ大きな視点としてあることと、やはり社会的な目が必ずありますので、中立公平な独立性のある機関というのがチェックするんでしょうけれど、これも科学技術だけではやっぱり今はもう不足なんだろうと思うんですね。同じように社会的、経済的なところからもきちっとチェックが受けられねばならないので、これは多分一つではないのだろうと思います。総合的には政治家の方たちのご判断でしょうが、やはり専門性を持ったところが幾つか、責任の範疇を明確にしてチェックすることが重要であって、それを国民にきちんと知らせるだけの説明責任を負うところにやっていただくことが妥当

かと思えます。

それがはっきりしてくれば、先ほどは実施主体というふうに申しあげましたけれど、それがNUMOさんがやるとなれば、それを私どもがやりますということで胸を張って仕事に挑むということで、過不足があれば国民の目もしっかり光っていますし、チェック機関もあるわけですので、評議員会というのはやはり内部の機関であるので、ある程度国民からそこで評価されたからといってオーケーというふうにはならないレベルの組織かと思えます。評議員であっても、どこの機関であっても、やっぱり人だと思うので、どういうバランスで人材を配置するのかということも合意の中にまずないと、第三者機関を設置しましたというふうによくいろんな機関がおっしゃいますけれども、そこには本来はこういうメンバー、こういうバランス、こういう視点を持ったメンバーで構成しましたということにまず信頼がないと、結果的なチェックをした内容に合意というのは当然とられないというふうに認識をしていただく必要があるのかと思って聞いていました。

NUMOさんがこれ、既存の団体として改善策を提示したのであって、やっぱり限界があるなというふうに読ませていただいていた。これはやっぱりNUMOさんの責任というよりは、ここに仕事を割り当ててその一部修正で過ごしてきたところにも大きな反省点があるんだろうと思うので、せっかくこういう議論をするのですから、今度こそはその中途半端なやり方はやめて、根本的なところからやるべきであって、その時間は少しかかったとしても国民は理解をするものだというふうに思えます。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。小林委員、お願いします。

○小林委員

大分重なっていますので、3点だけ簡単に申し上げます。

1点目は、先ほどから触れられている東日本大震災で中断したと、その後出てきたのが①と②という形で、科学的に適性の高い地域の選定とか、住民による冷静な議論の場と書いてあります。これは、正しいですが、こういうまとめ方しかできないというのが不思議です。

その後も、NUMOの役職員自らが国民に訴えかけるような取り組みをやるというふうにあります。そういう問題だったのだらうかというところで、少なくとも現場でかなりひりひりとする協議をやっていた方からすれば、この①、②というふうな、当たり前といえば当たりのものが学習の成果として出てくるというのは、ちょっとやっぱりピンぼけではないかという感じがいたします。それが一つです。

もう一つは、第三者評価の問題、もう先ほど新野さんもおっしゃいましたけれども、企業の場

合ですとそういう第三者委員会をつくったとしても、最終的にマーケットによるコントロールとあわせて第三者というものが機能しますが、やや公益団体的な形になりますと、下手をするとその第三者というものの、たとえばここで想定されている評議員会がお手盛りの組織にしか見えないという構造にはまりかねないわけですね。ですから、第三者制度というのをもう少しきちっと煮詰めないといけない。評議員会をただ充実させますという抽象的な文言では済まないだろうと思います。むしろ、外部の組織を第三者的なものというふうに考えるのが、公益団体系の場合には必要かもしれない。

企業の内部の監査と第三者というのは、やはり企業の経営者が委嘱をして第三者委員会をつくるという構造ですが、それが機能するのはマーケットというものが機能しているからだろうと思います。そういう意味では、技術だけではなくて社会的な公正さも含めた検討をするための、第三者性あるいは外部の視点ということで、先ほどの高橋委員のご提案は真剣に考慮すべきだろうと思います。

それから3点目、これは廃対室のメンバー見たのですが12名、こんなに小さくて大丈夫ですかという問題です。これから100年のスケールで議論していくわけで、その間に政権交代は当然あるでしょうし、国も変わるでしょうが、そういうものに対してロバストでなければならないようなものが絶対に必要になるはずです。

例えば、廃棄物処理したいなものを本当につくらなくてはいけないのかもしれませんが、国会のところに作るのかもしれませんが、もっとリソースを投入して、そして一元的にそういうものを見ていくという体制を今、たてつけのレベルできちっと考えておかないと、目の前の作業に追われるだけではちょっと危険ではないかということは、ぜひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

今、多くのご意見をいただきましたが、この場で各委員から出たことを理事長のお考えでお答えいただくという、そのことも大変重要ですが、恐らく、出された意見を基に組織の中できちんと整理して、それで正確に答えてもらわないと、この問題というのはなかなか片づかない問題ではないかというふうに私は思っています。

恐らく多くの意見が出てくるであろうと、今日欠席の方もおられるので、最後に申し上げようと思っていたんですが、この場におられた方のおっしゃったこと、ご意見やご質問も含めて、全部一度、表に整理します。整理して、各委員のお名前の中でこういうことが出ていたということをきちんと整理をして、それに私、事務局のほうから一度皆さん方にご送付をしますが、さらに

皆さん方のほうから追加的に、やっぱりこういうことも聞いてみたいということも入れていただいて、それで全体を整理したらそれをNUMOのほうに渡して、次回それを基にきちんとNUMOからお答えをいただく。そして、そのお答えを踏まえた上で、この場でいろいろまた議論をするということをしてないといけないのではないかと考えております。

したがって、今日最後にNUMOのほうから、本当に時間限られていますが一言お話ししてもらいたいと思うんですが、その後また、年改まりますが1月のしかるべき時期に会合をセットしますので、そこできちんと組織を挙げてお答えいただきたいと思います。

皆さん方にも、そういうことで事務局からできるだけ早く、もちろん年内にそういう一覧表をお送りしますので、それにさらにつけ加える点があればつけ加えていただいて、こちらのほうでその段取りをセットしたいと思いますが、よろしゅうございますかね、それで。

それでは、最後に理事長から一言だけお願いします。

○山路原子力発電環境整備機構理事長

本日はありがとうございました。

私ども、いろいろ試行錯誤の部分もございますし、いろいろやって来て、こういう状況になって成果に結びついていないというところがございます。ぜひ、皆さんのご質問に対してしっかりお答えしながら、よりよい組織としてしっかりやっていけるように、これからも頑張りたいと思いますので、ぜひご指導のほうよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○増田委員長

それでは次回、組織としてどういうふうを考えるか、また改めてこの点はこの場でお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間が少々超過いたしましたので、今日予定しておりました議論、そういう形でまとめましたので、よろしくお願いします。

長時間のご審議ありがとうございました。

最後に事務局のほうからお願いします。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

今回は今委員長からございましたように、来月のしかるべきところで開催をしたいと思います。事務的にご連絡をさせていただきます。

なお、地層処分技術ワーキング、27日に第2回目を開催しています。参考で資料をお付けしています。また、昨日に第3回目を開催しております。2時間のご審議を頂きまして地質環境特性のご意見を頂戴いたしました。

主なご意見は、実際にそのプロセスが進展しなければ把握できないような定量的データは確かにあるけれども、今まずできるようなところ、少なくとも例えば視点を変えてキラー項目を設定するとか、ここはだめなんだろうといったような根拠とか、そういったものがさらに明確化できて説得力があるであろうから、そういったこともやはりきちっと同時並行で検討していくべきであるとか、あるいは時間軸の設定をしっかりと行うことなどさまざまな議論がなされました。

本日のところはまだ議事録ができていませんのでご用意できていませんので次回以降合わせて添付いたします。

以上でございます。

○増田委員長

それでは、少々時間が超過しましたが、以上で今日のワーキングは終了といたします。

ありがとうございました。

—了—